

目 で 見 る 日 本 の 地 方 財 政

地方財政の状況

平成18年版地方財政白書ビジュアル版（平成16年度決算）



総務省



地方財政の役割

..... 1

地方財政の現状

平成16年度の決算状況：概説	4
決算規模	5
決算収支	5
歳入	6
1 歳入内訳の構成	6
2 歳入内訳の推移	7
3 地方税	8
4 地方交付税	10
歳出	12
1 目的別分類	12
2 性質別分類	15
財政構造の弾力性	18
1 経常収支比率	18
2 起債制限比率	19
地方財政の借入金残高	20
1 地方債現在高の推移	20
2 地方財政の借入金残高	21
地方公営企業	22
1 地方公営企業が占める割合	22
2 事業数	23
3 決算規模	23
4 経営状況	24

財政の健全化に向けての取組

1 公務員数	25
2 給与水準	26
3 新地方行革指針による 地方行革の推進	27
4 行政の透明化	28

地方財政の課題

1 三位一体の改革	32
2 地方債協議制度への移行	35
3 財政基盤の充実	37
4 市町村合併の推進	40

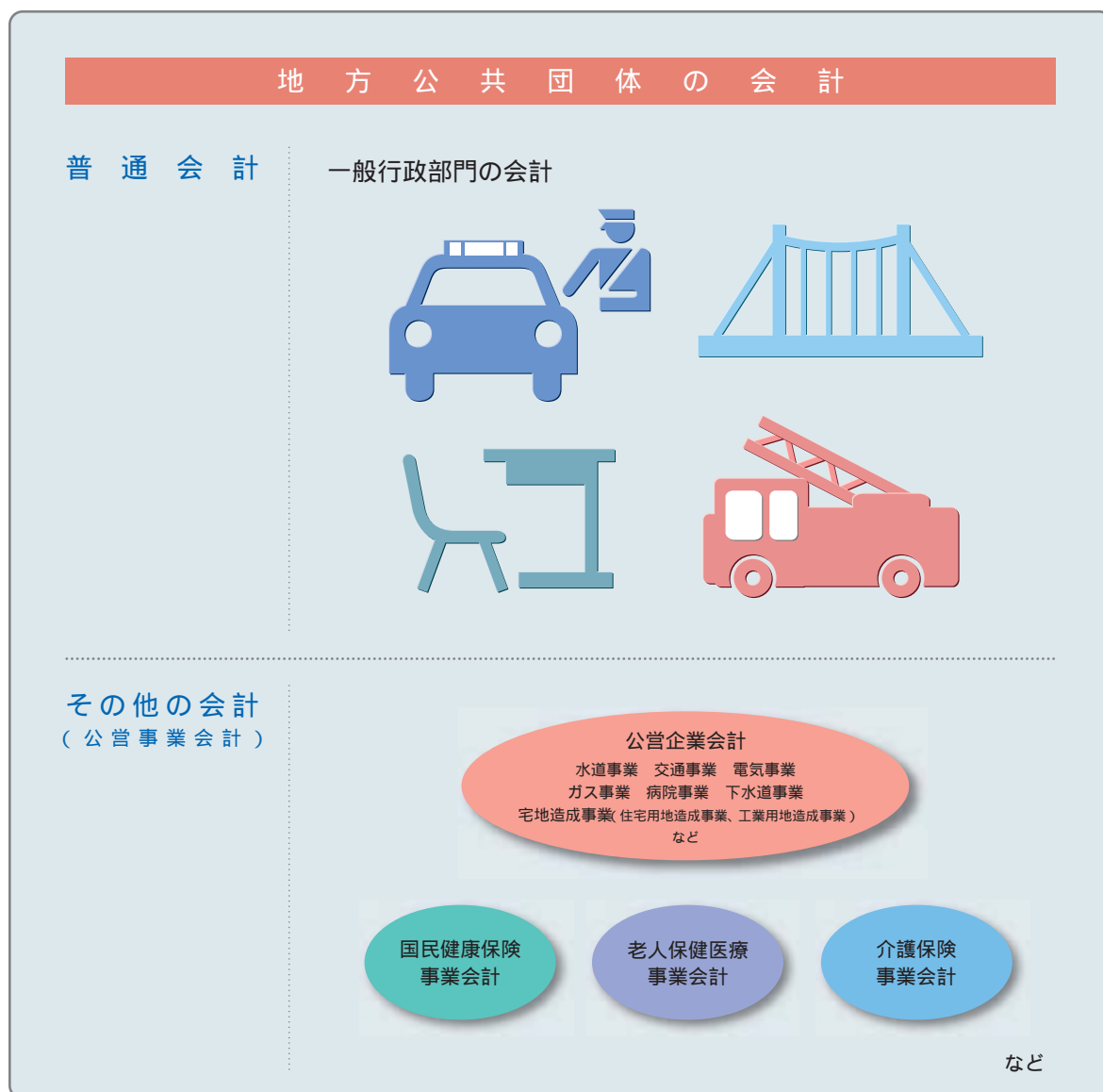
地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成16年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

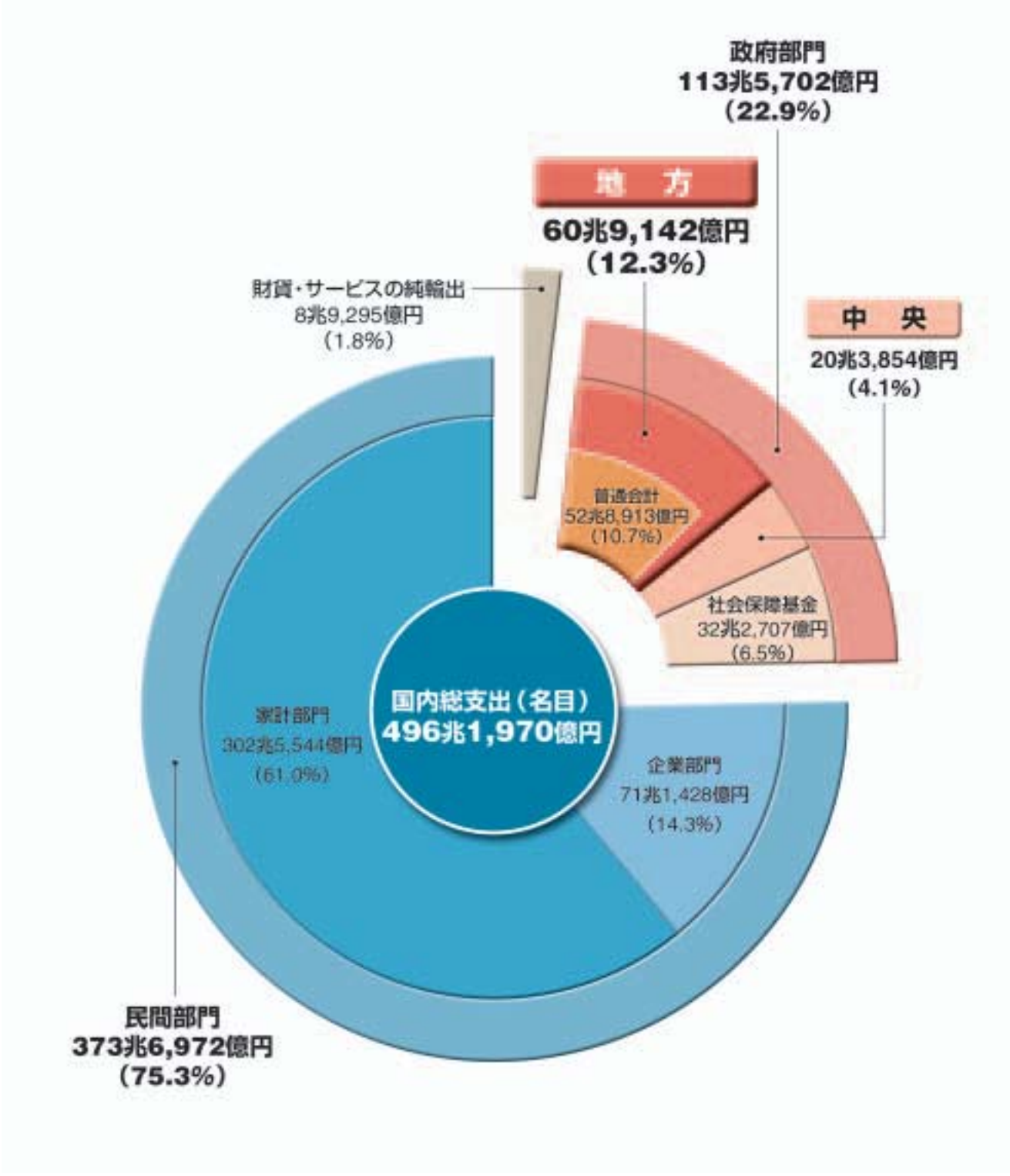
地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分しています。



地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょうか？

地方財政の規模を国内総支出に占める割合で見ると、地方政府部門が12.3%を占めており、中央政府の約3倍となっています。

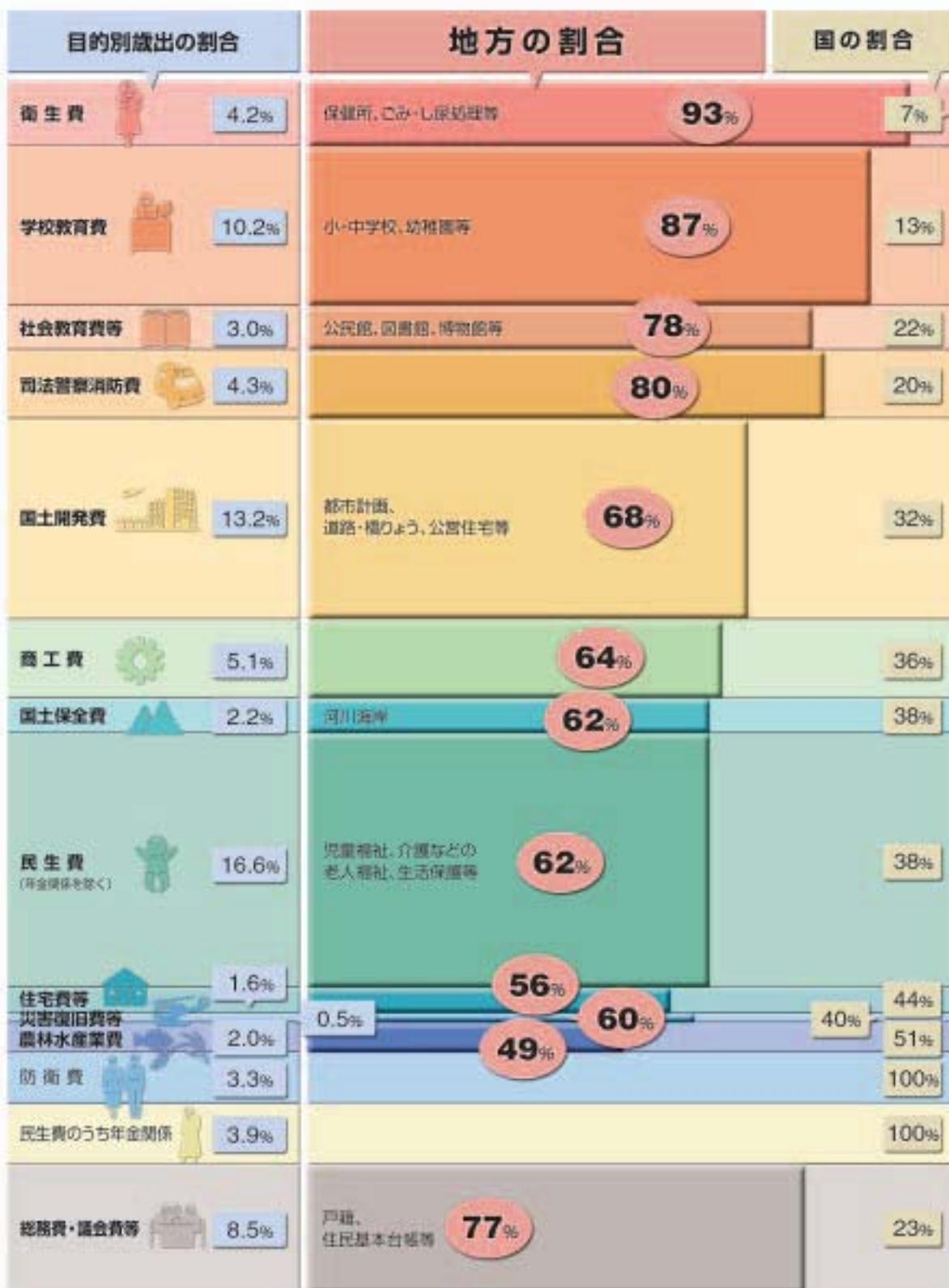
国内総支出と地方財政



どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合（最終支出ベース）



地方財政の現状

平成16年度の決算状況：概説

一段と厳しい財政状況の中、大幅な歳出削減努力(5年連続の減少)。

1. 歳出 ... 歳出削減の加速・強化(対前年度比1.4%減)

児童手当に係る制度改革(支給対象年齢の拡大)、災害の多発等の歳出増要因が多い中で、人件費(対前年度比1.2%減)、投資的経費(同9.3%減)等に係る大幅な歳出削減努力(同1兆3,339億円減少)。

2. 歳入 ... 歳入の減少(対前年度比1.5%減)

地方税(対前年度比2.7%増)、地方譲与税(同67.7%増)等が増加する一方、地方交付税(同5.8%減)、地方債(同10.3%減)等が減少。

3. 積立金 ... 純取崩しの大幅な増加

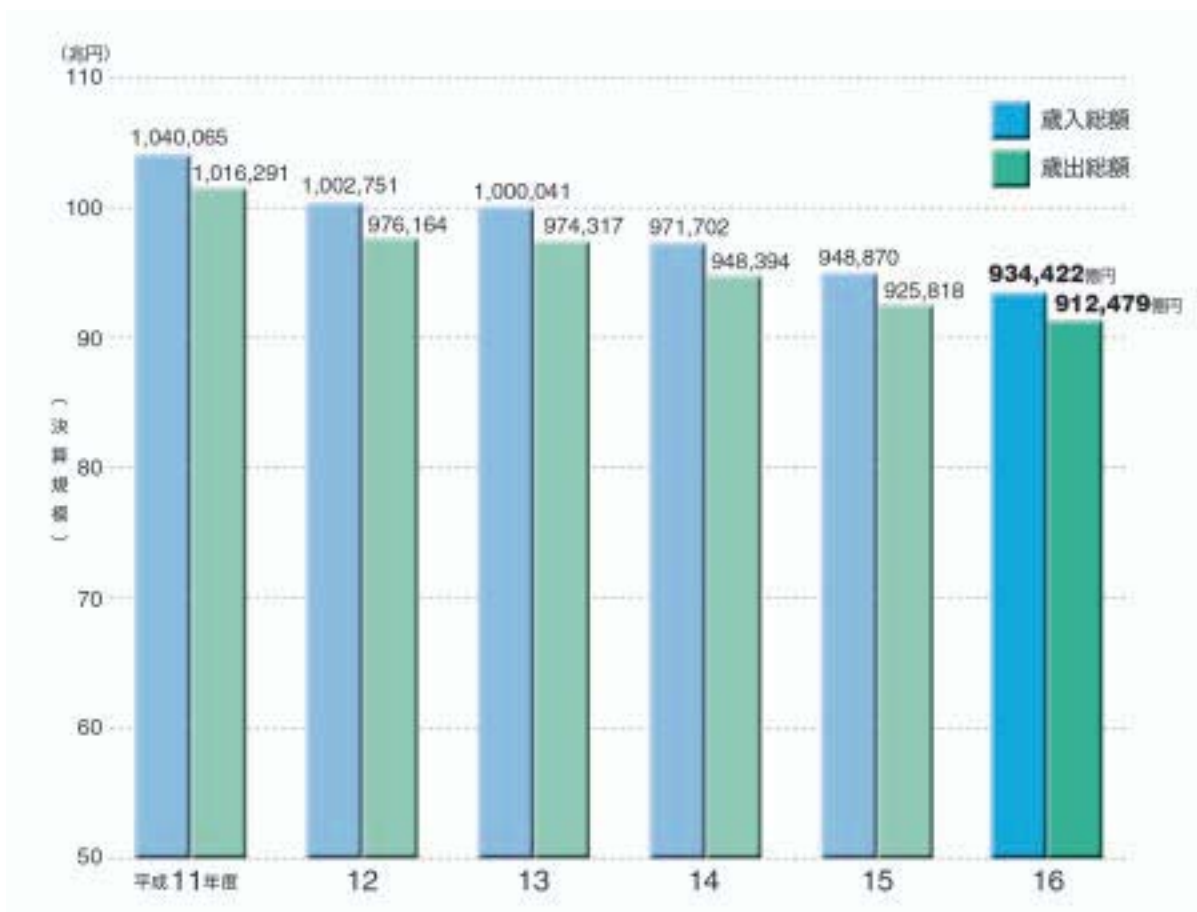
前年度を上回る約1兆円の大幅な積立金の純取崩し(取崩しと積立ての差)。

4. その他 ... 市町村合併、災害の影響

市町村合併の影響により町村の歳出が都市にシフトするとともに、新潟県中越地震、観測史上最多の10個の上陸台風等の影響により、災害復旧事業費(対前年度比63.0%増)等が著しく増加。

決算規模

決算規模は、歳出の普通建設事業費及び人件費の減少、歳入の地方税及び地方交付税の減少等により、歳入、歳出ともに5年連続で減少しています。



決算収支

単年度収支は、2年連続の黒字となったものの、実質単年度収支は2年ぶりに赤字に転じています。

区 分	決 算 額		赤 字 の 団 体 数	
	16年度	15年度	16年度	15年度
実質単年度収支	117億円	918億円	1,528 (2,498)	1,448 (2,435)
単年度収支	1,276億円	1,397億円	1,330 (2,288)	1,347 (2,356)
実質収支	1兆2,208億円	1兆2,046億円	26	28

(注1)実質単年度収支：単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額
 単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
 実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(注2)実質単年度収支及び単年度収支の赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含まず、()内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数。

(注3)実質収支の赤字の団体数は、打切り決算(市町村合併等により、出納整理期間中の歳入歳出がないこと)により赤字となった団体を除く。

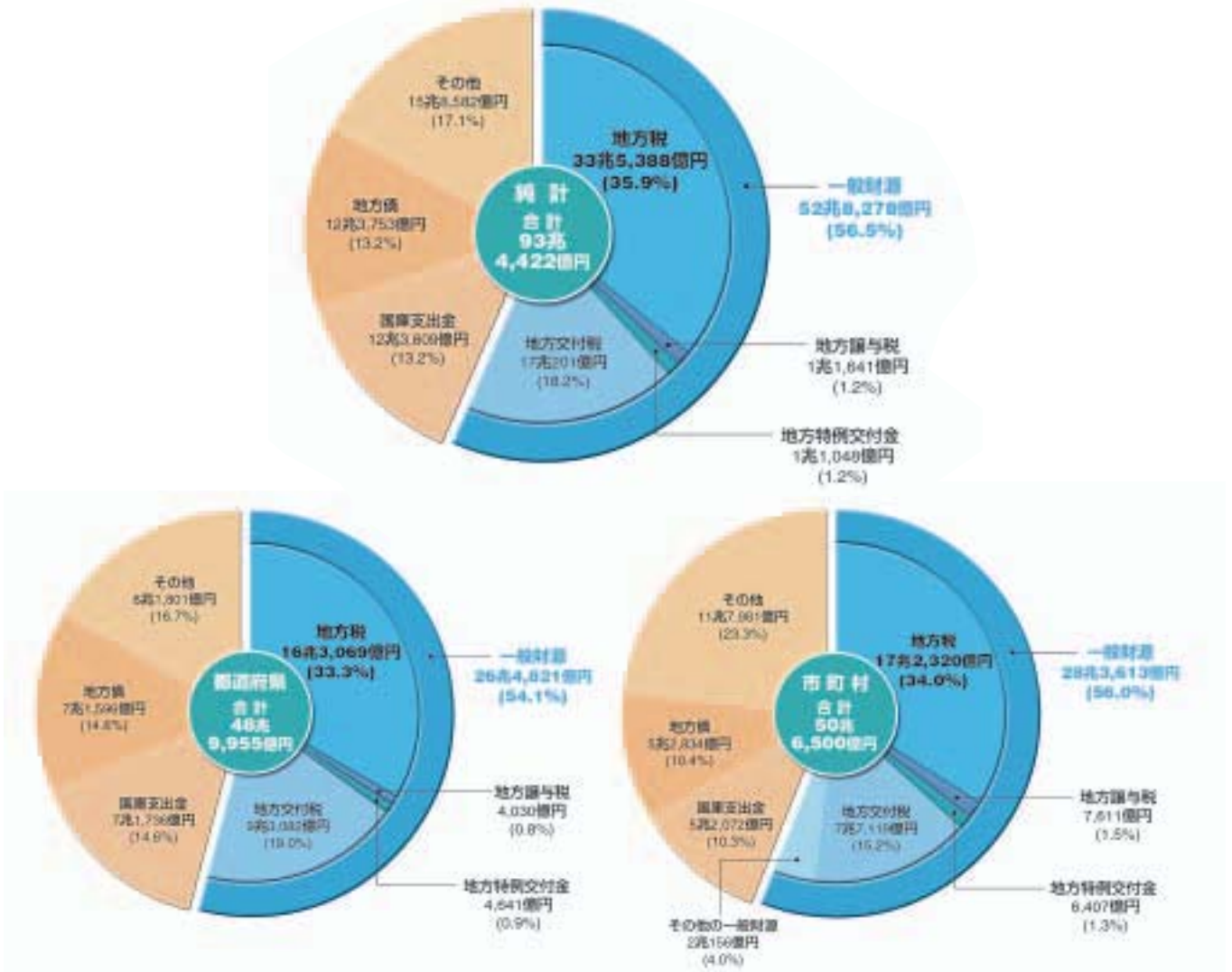
歳入

行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

1 歳入内訳の構成

地方公共団体の歳入のうち、地方税は約3分の1を占め、ついで、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。

歳入内訳の構成（平成16年度決算）



一般財源

地方税や、地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税等の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

- * 地方譲与税 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
- * 地方特例交付金 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部の補てんや、国庫補助負担金の見直しに伴う国から地方公共団体への交付金で、地方税の代替的性格を有する財源です。
- * 地方交付税 国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です(詳しくは10ページをご覧ください)
- * 国庫支出金 国が用途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。
- * 地方債 地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指します。

(注1)ここでは普通会計を中心に扱います(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、22ページで紹介します)。

(注2)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

2 歳入内訳の推移

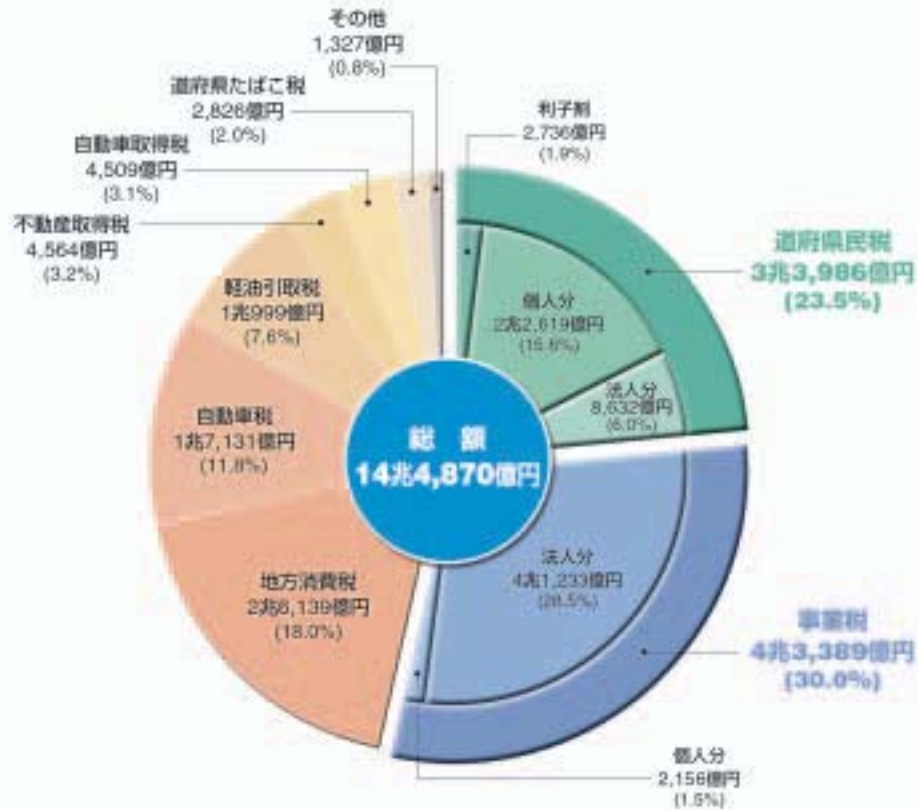
歳入総額に占める地方税、地方譲与税の割合が増加する一方、地方交付税、地方債の割合が減少傾向にあります。



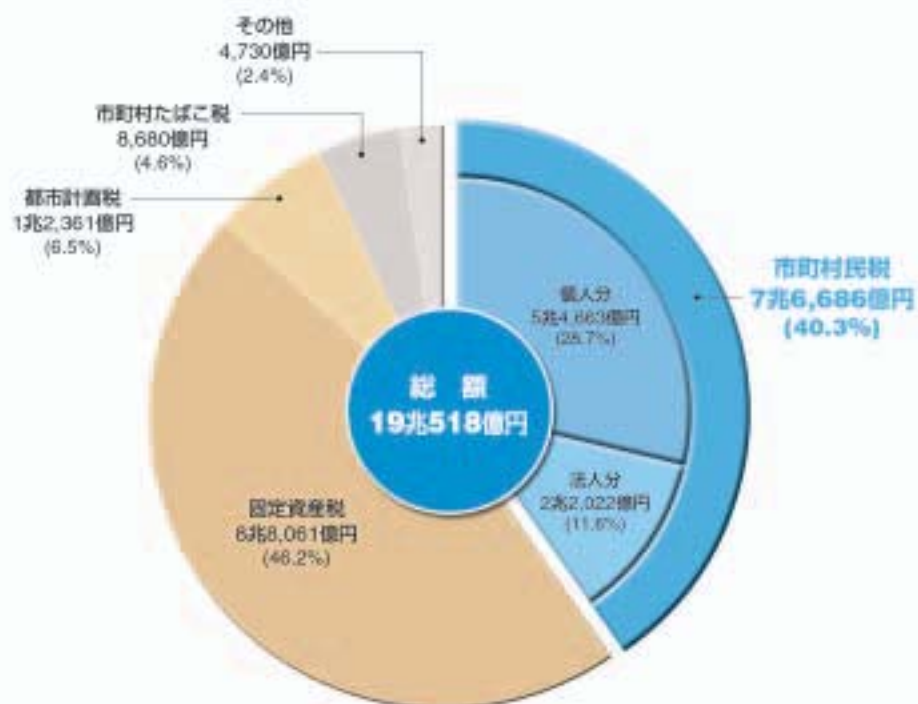
3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます（東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています）。

道府県税の税収の構成（平成16年度決算）



市町村税の税収の構成（平成16年度決算）

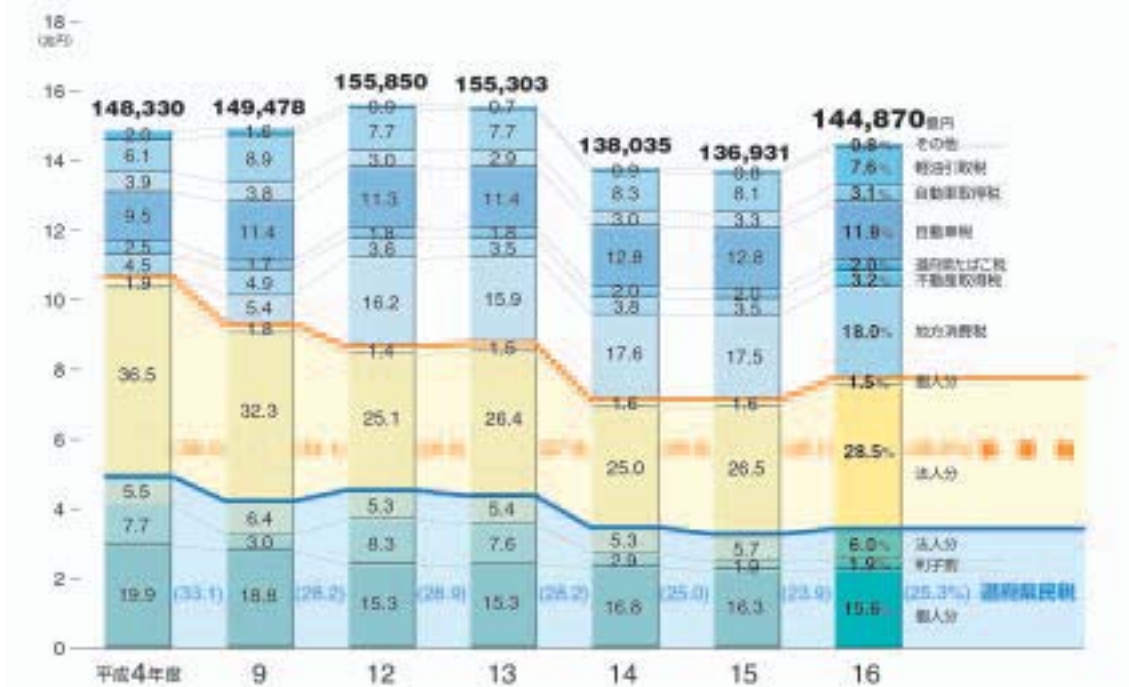


道府県税では法人関係二税（法人事業税及び法人道府県民税）の割合が高く、市町村税では固定資産税と個人市町村民税の割合が高くなっています。

法人関係二税は景気変動の影響を受けやすく、道府県税の税収は不安定となっていますが、平成16年度は4年ぶりに増収となっています。

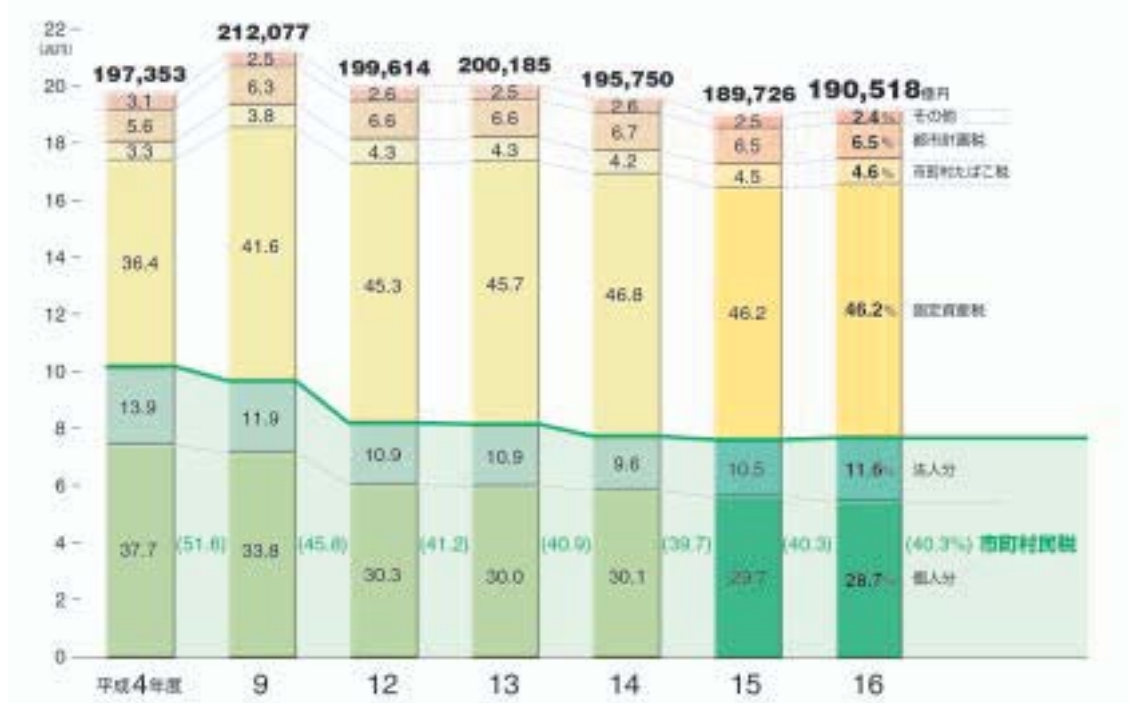
他方、市町村税は近年減収傾向で推移してきましたが、平成16年度は3年ぶりに増収に転じています。

道府県税収入額の推移



（ ）内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

市町村税収入額の推移



（ ）内の数値は、市町村民税の構成比である。

* 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

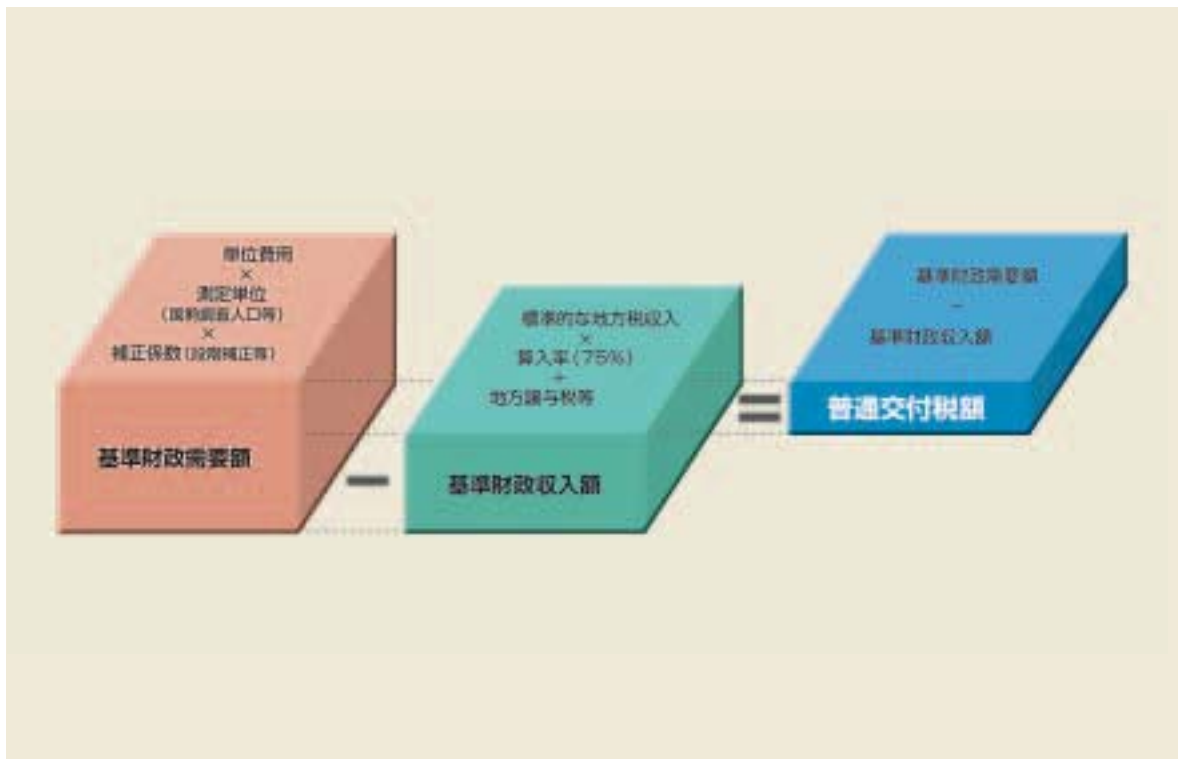
1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

平成16年度における地方交付税総額は17兆201億円、対前年度当初額比5.8%減となっています。

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



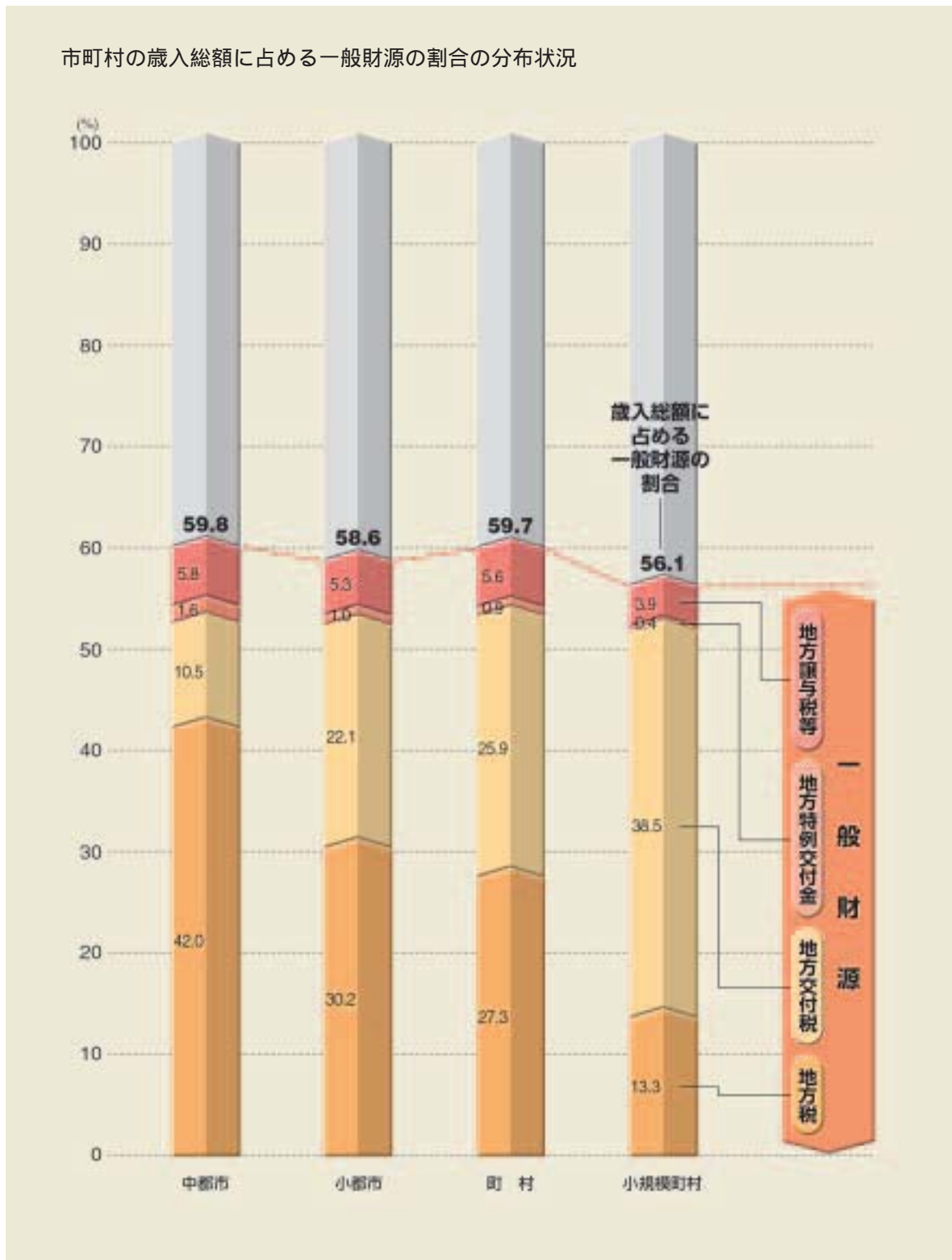
(注1)基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度から平成18年度の間においては、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債（臨時財政対策債）に振り替えることとしています。

(注2)標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

3 地方交付税の機能

地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

したがって、地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。



(注) 1. 「中都市」とは、平成12年国勢調査報告における人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは人口10万人未満の市をいいます。
2. 「町村」とは、人口1万人以上の町村をいい、「小規模町村」とは、人口1万人未満の町村をいいます。

歳出

何に使われているのでしょうか？

1 目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、教育費、土木費、民生費などに多くの財源が使われています。

都道府県では、教育費、土木費、公債費の順、市町村では、民生費、土木費、公債費の順となっています。

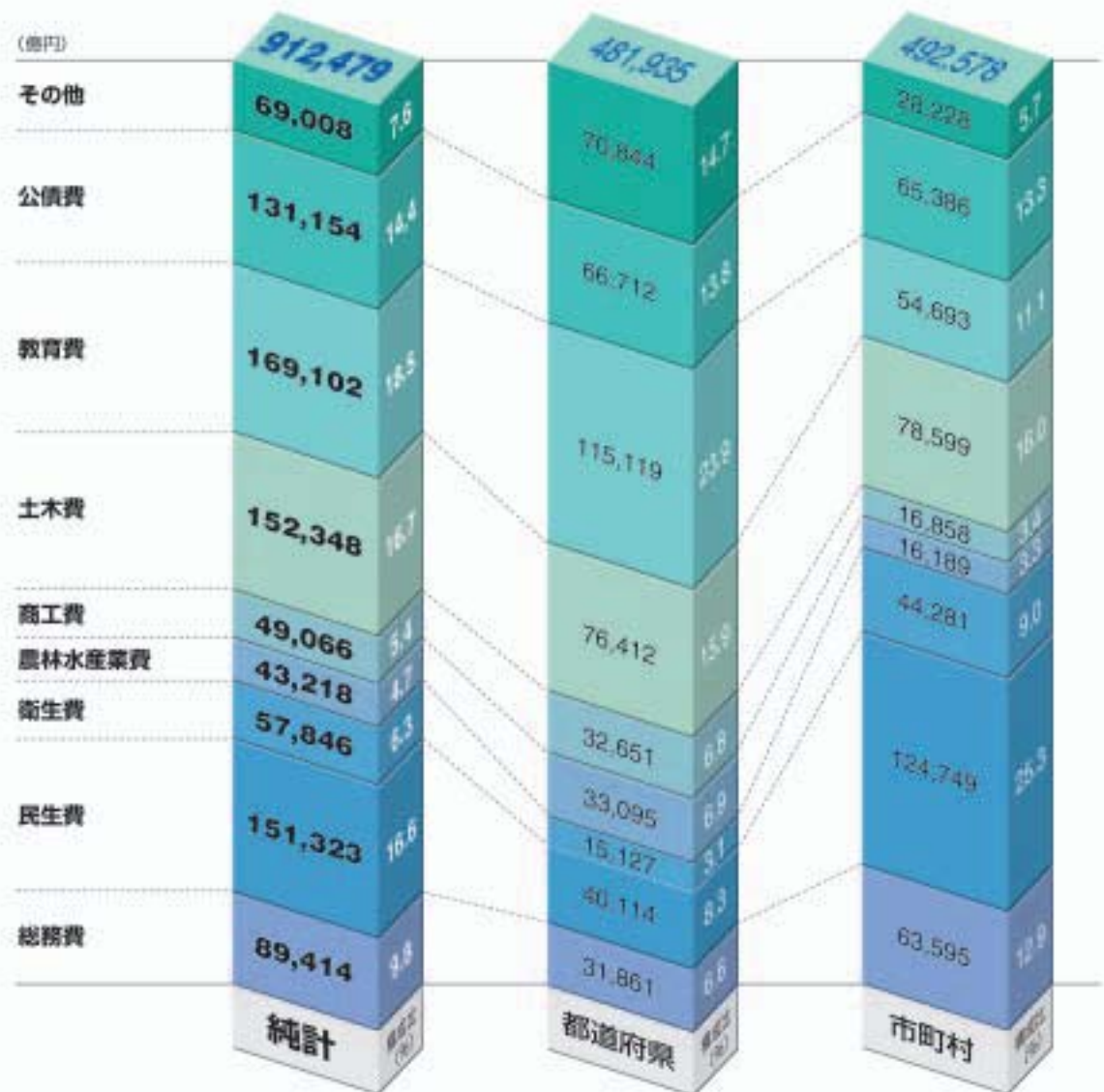
教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

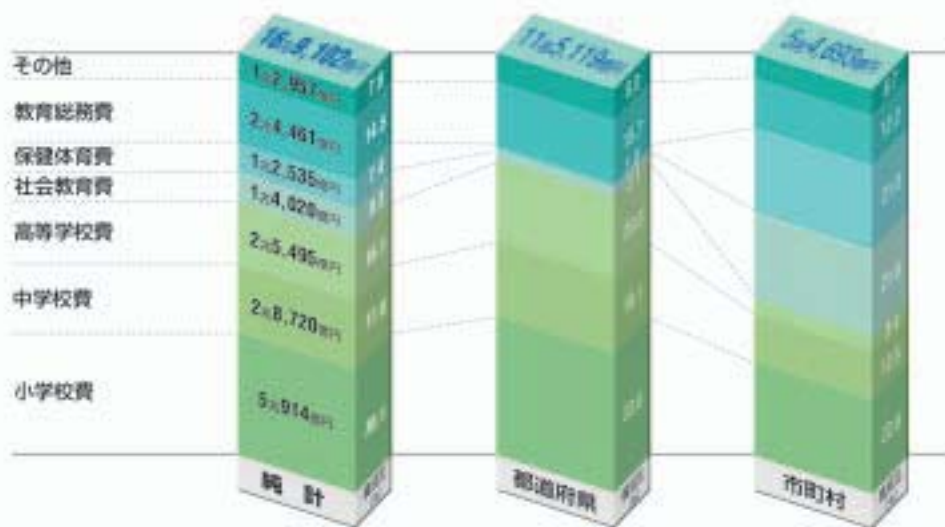
民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営、生活保護の実施等の費用

公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

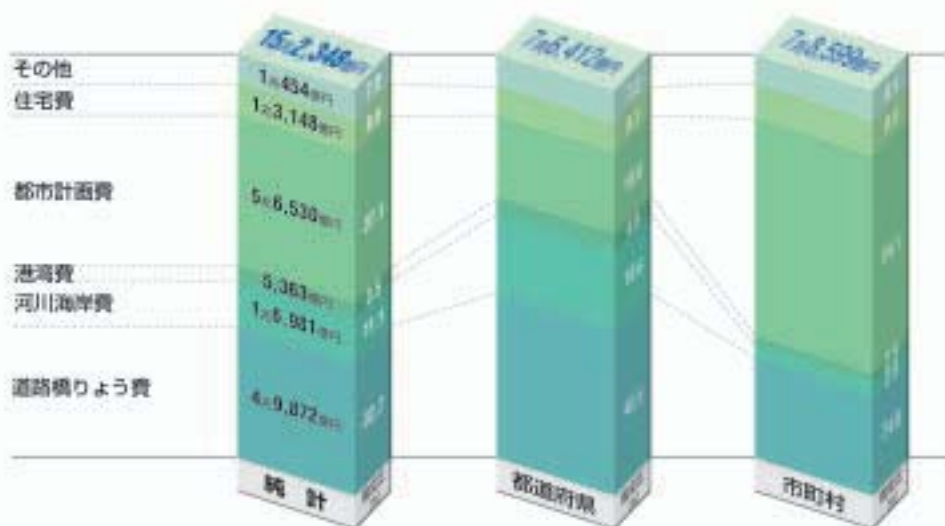
目的別歳出決算額の構成（平成16年度）



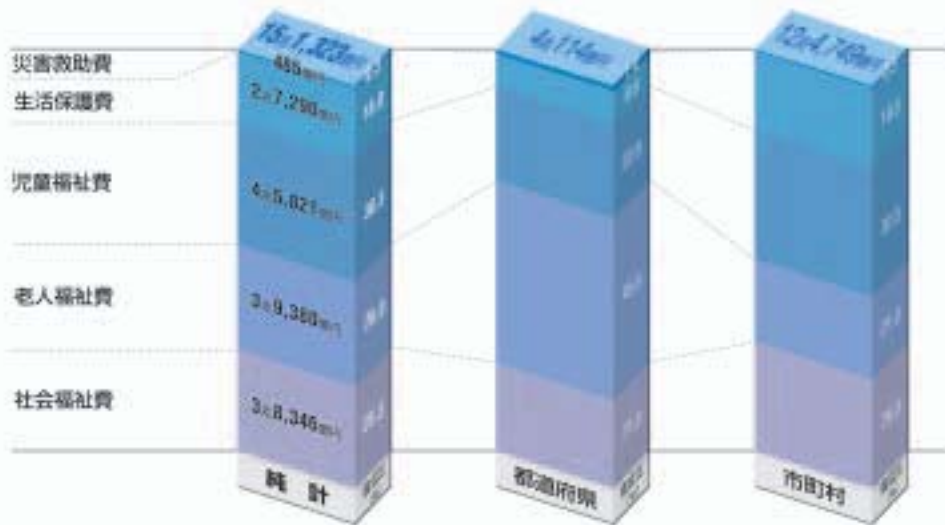
教育費の目的別内訳



土木費の目的別内訳



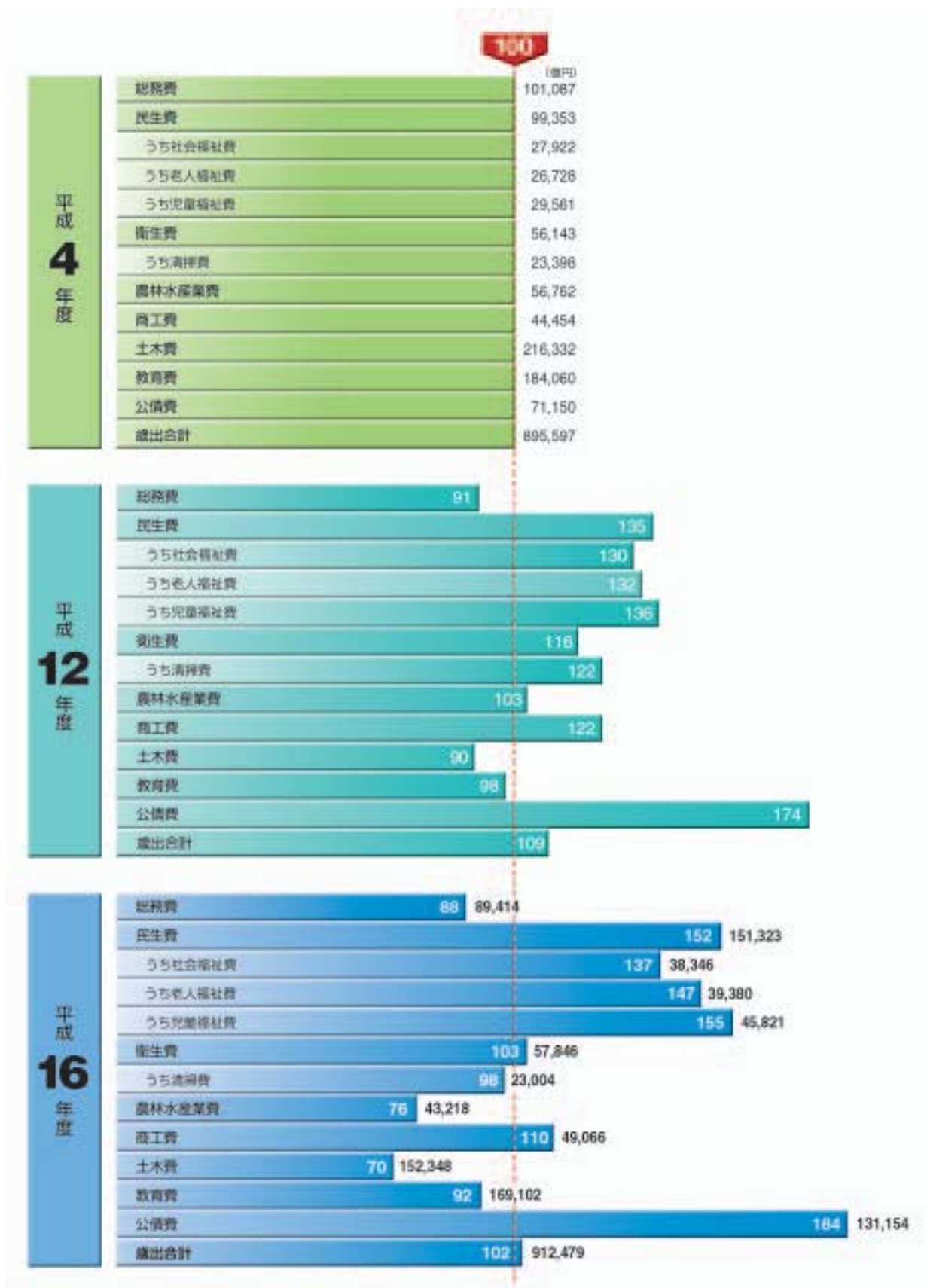
民生費の目的別内訳



近年、農林水産業費、土木費などが減少する一方、民生費、公債費などが増加しています。

目的別歳出構成の推移（普通会計純計）

単位：平成4年度を100としたときの比率

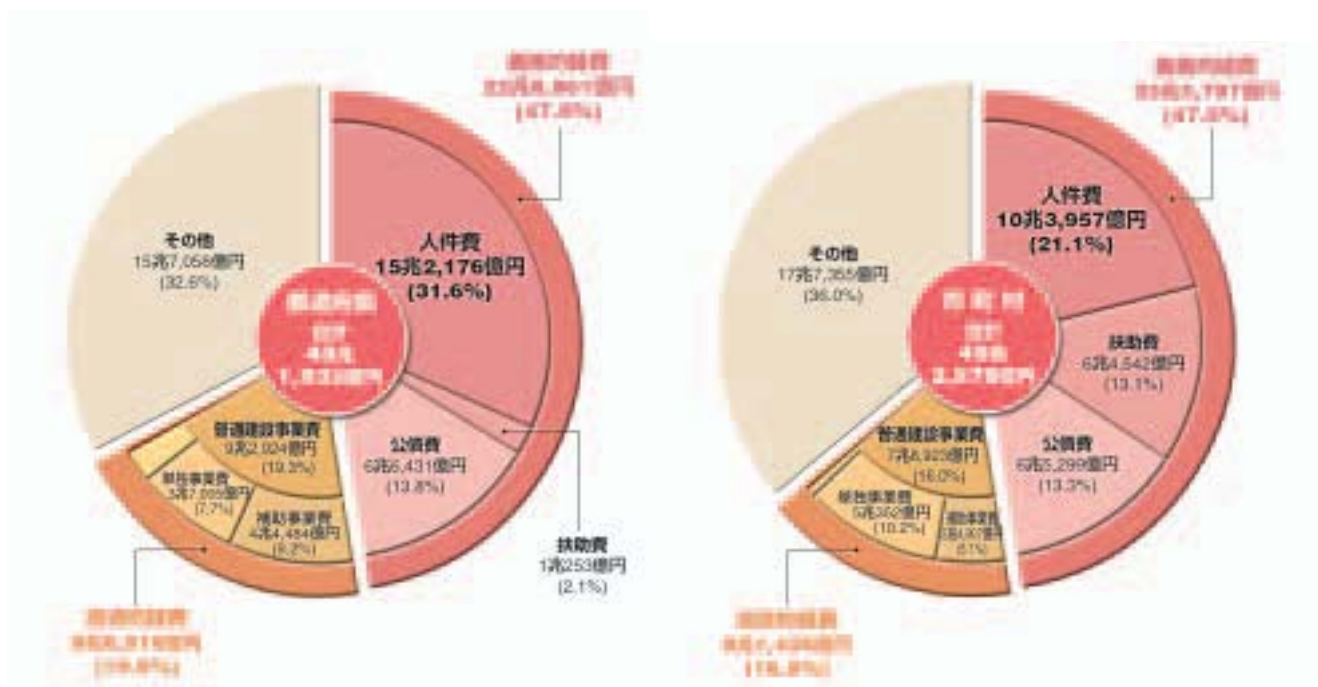
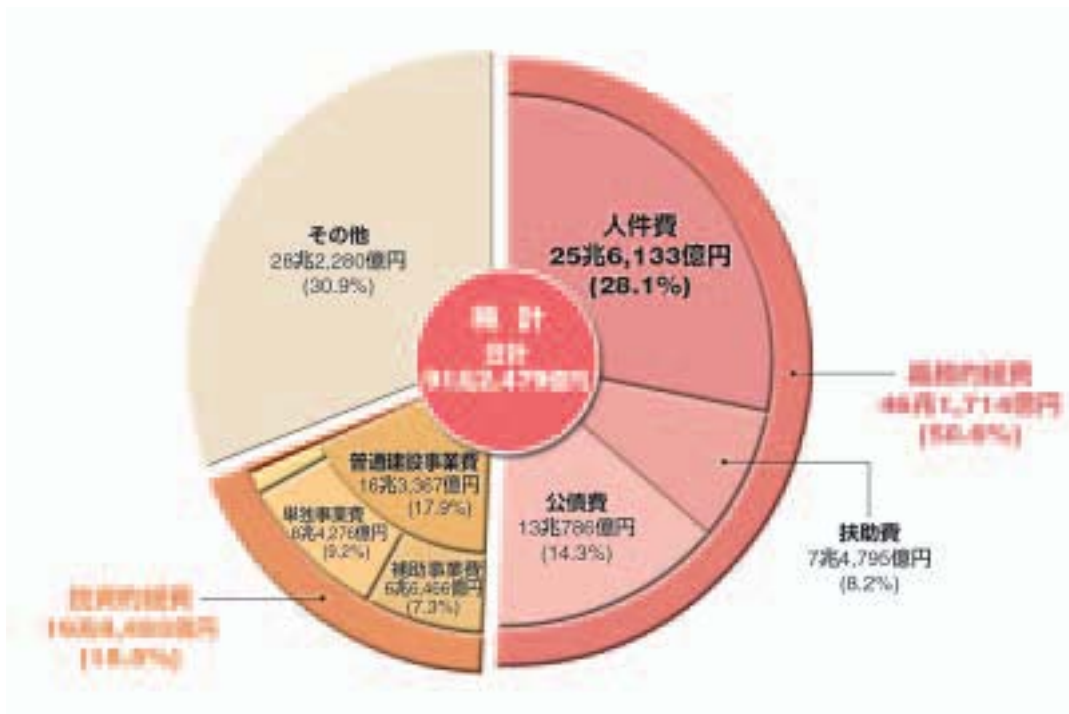


使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

2 性質別分類

使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」(人件費、扶助費及び公債費)、普通建設事業費などに充てられる「投資的経費」、
「その他の経費」に分けることができます。

歳出内訳の構成 (平成16年度決算)

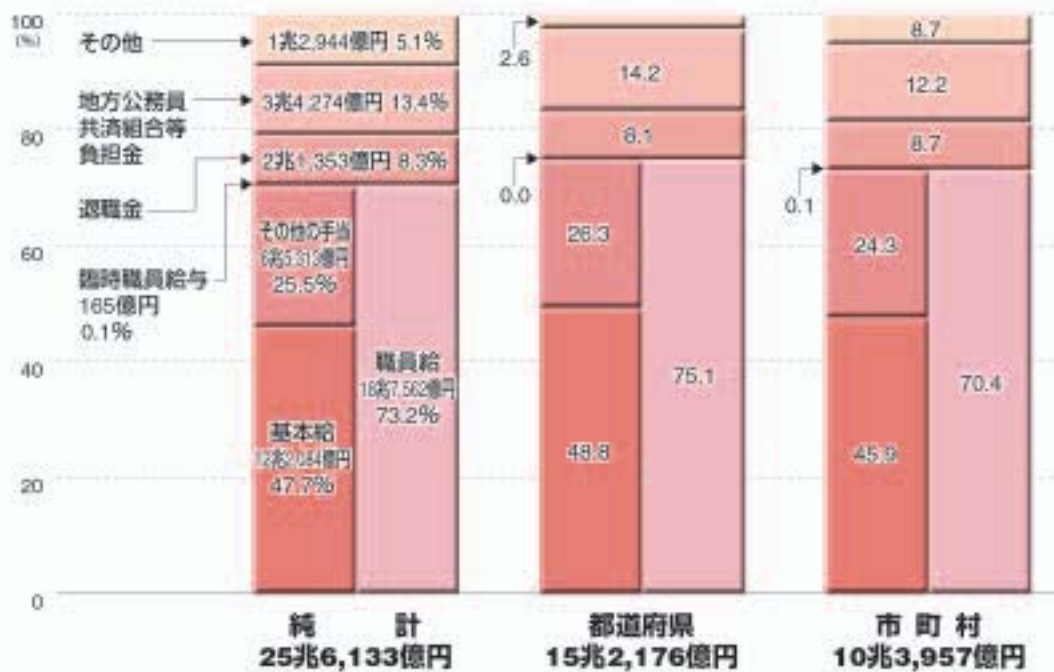


地方財政の現状

人件費の推移



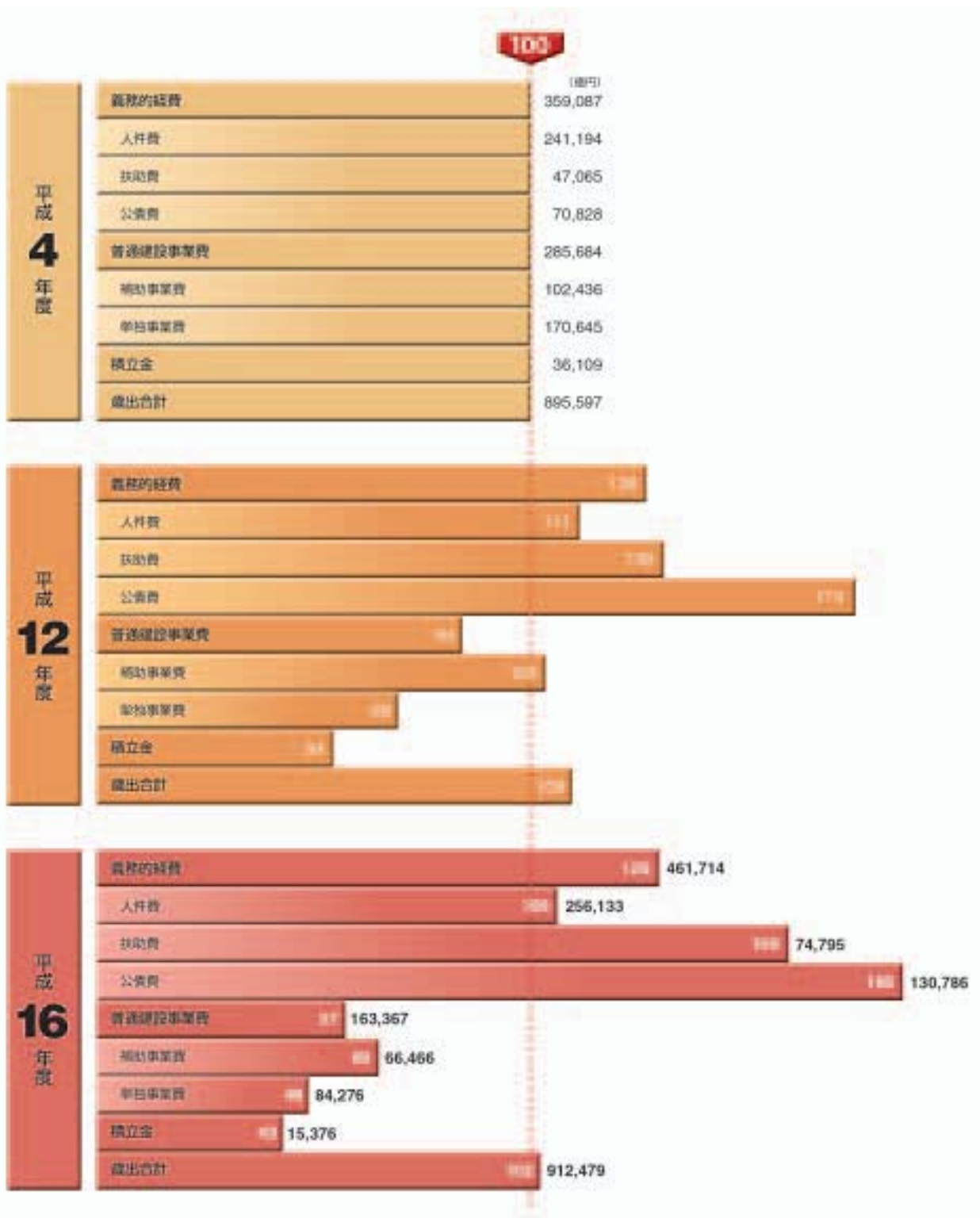
人件費の項目別内訳



近年、普通建設事業費などが減少する一方、扶助費、公債費などが増加しています。

性質別歳出の内訳と推移（普通会計純計）

単位：平成4年度を100としたときの比率



扶助費

児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費

普通建設事業費

道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用

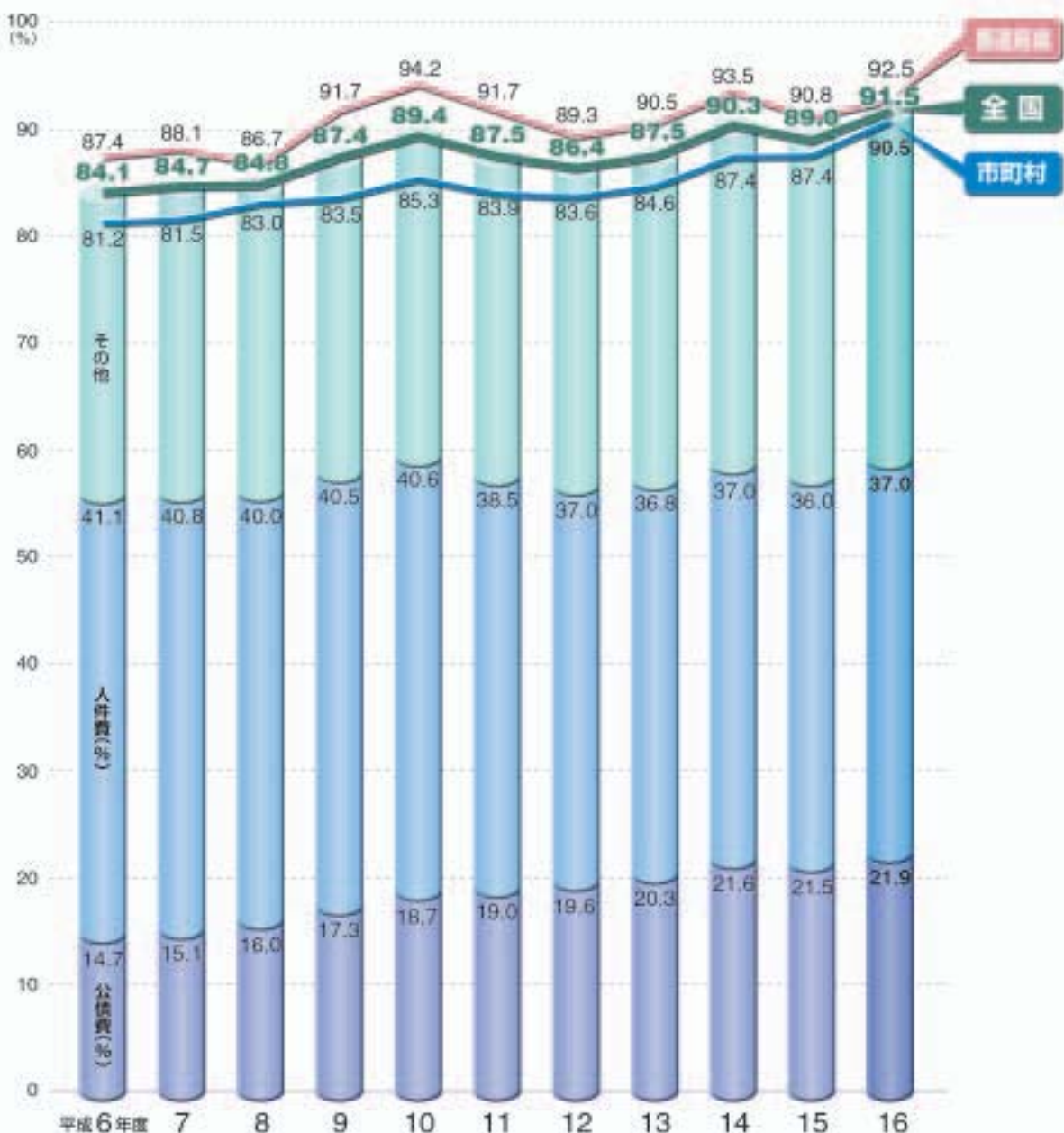
財政構造の弾力性

財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が、住民からのニーズに的確に答えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

1 経常収支比率

経常収支比率（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の^(注)合計額に占める割合）は、扶助費の増加、普通交付税及び臨時財政対策債の減少等により、全国平均は集計開始（昭和44年度）以来最も高い値となっています。



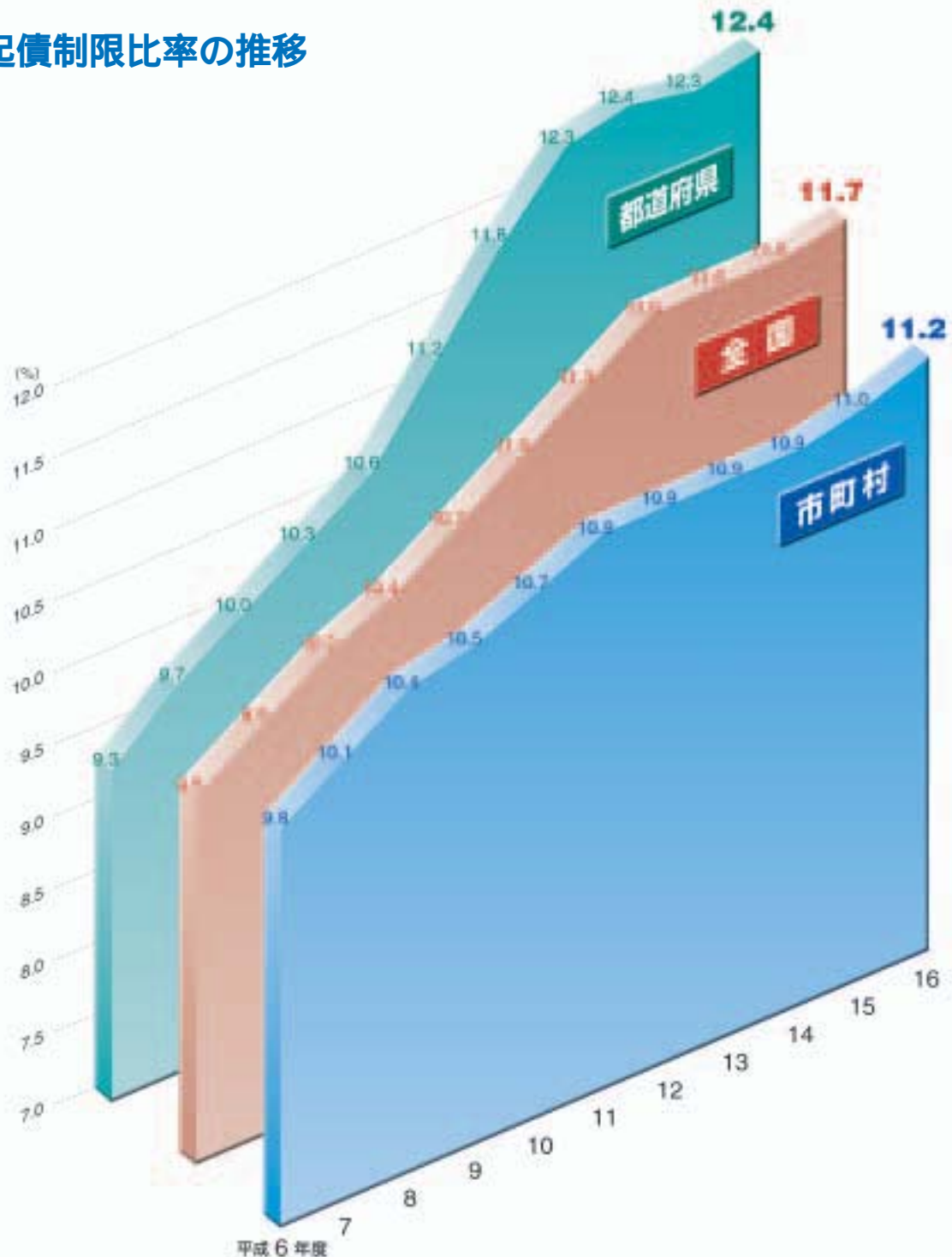
(注) 減税補てん債及び臨時財政対策債は平成13年度より追加。

2 起債制限比率

地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

地方交付税が措置されたものを考慮した、実質的な公債費の負担の程度をみる指標である起債制限比率は、全国平均が前年度と比べると0.1%ポイント上昇しており、引き続き高い水準で推移しています。

起債制限比率の推移



*起債制限比率

起債制限比率は、地方債元利償還金から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが標準財政規模(地方交付税措置分を控除)及び臨時財政対策債発行可能額の合計額に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。この指標は地方債の許可の制限に用いられており、この比率が20%以上の団体に対しては、原則として、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されます。

地方財政の借入金残高

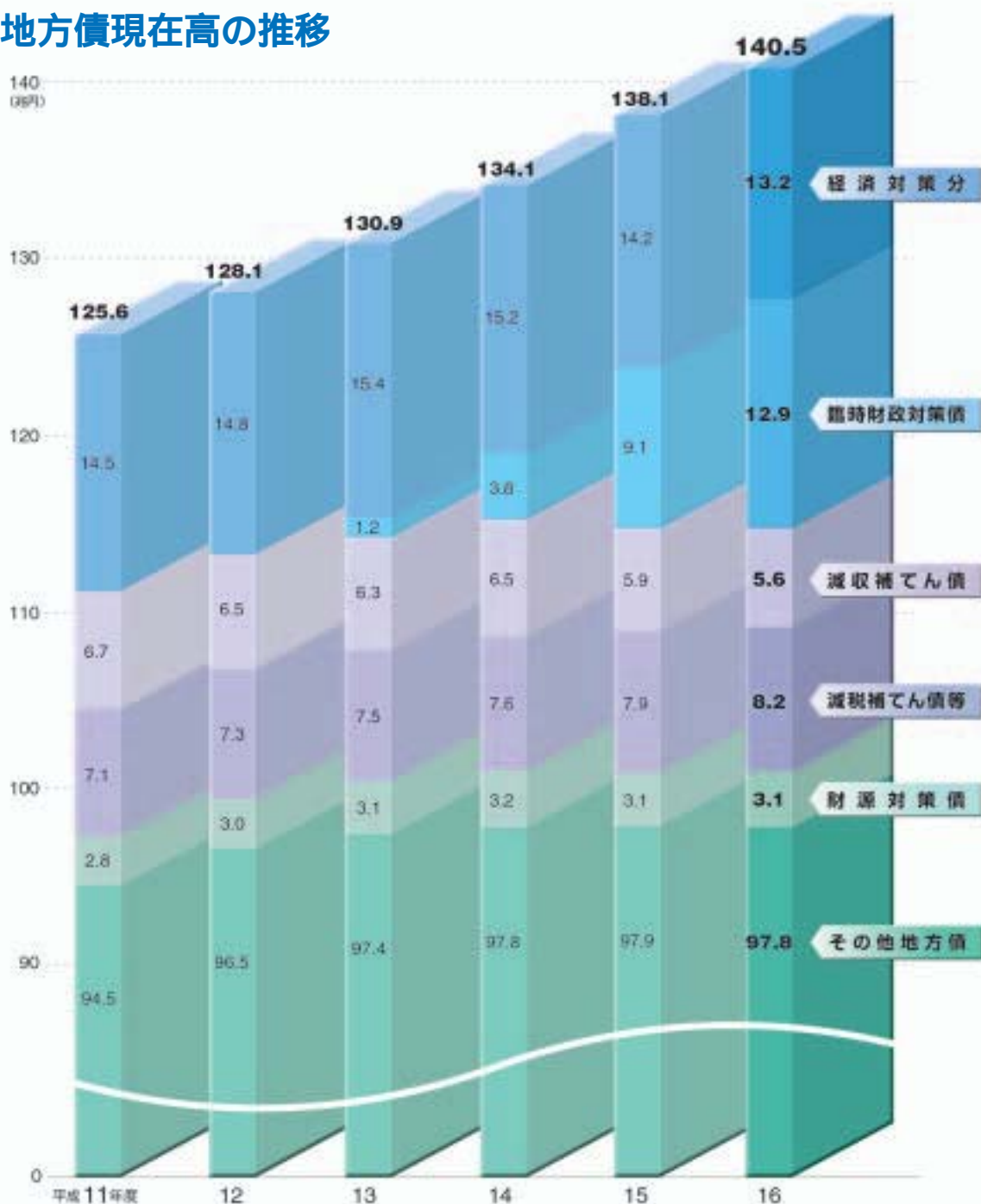
地方財政の借入はどうなっているのでしょうか？

1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成16年度末で約141兆円です。

近年、減税に伴う税収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.5倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の約2.7倍に達しています。

地方債現在高の推移



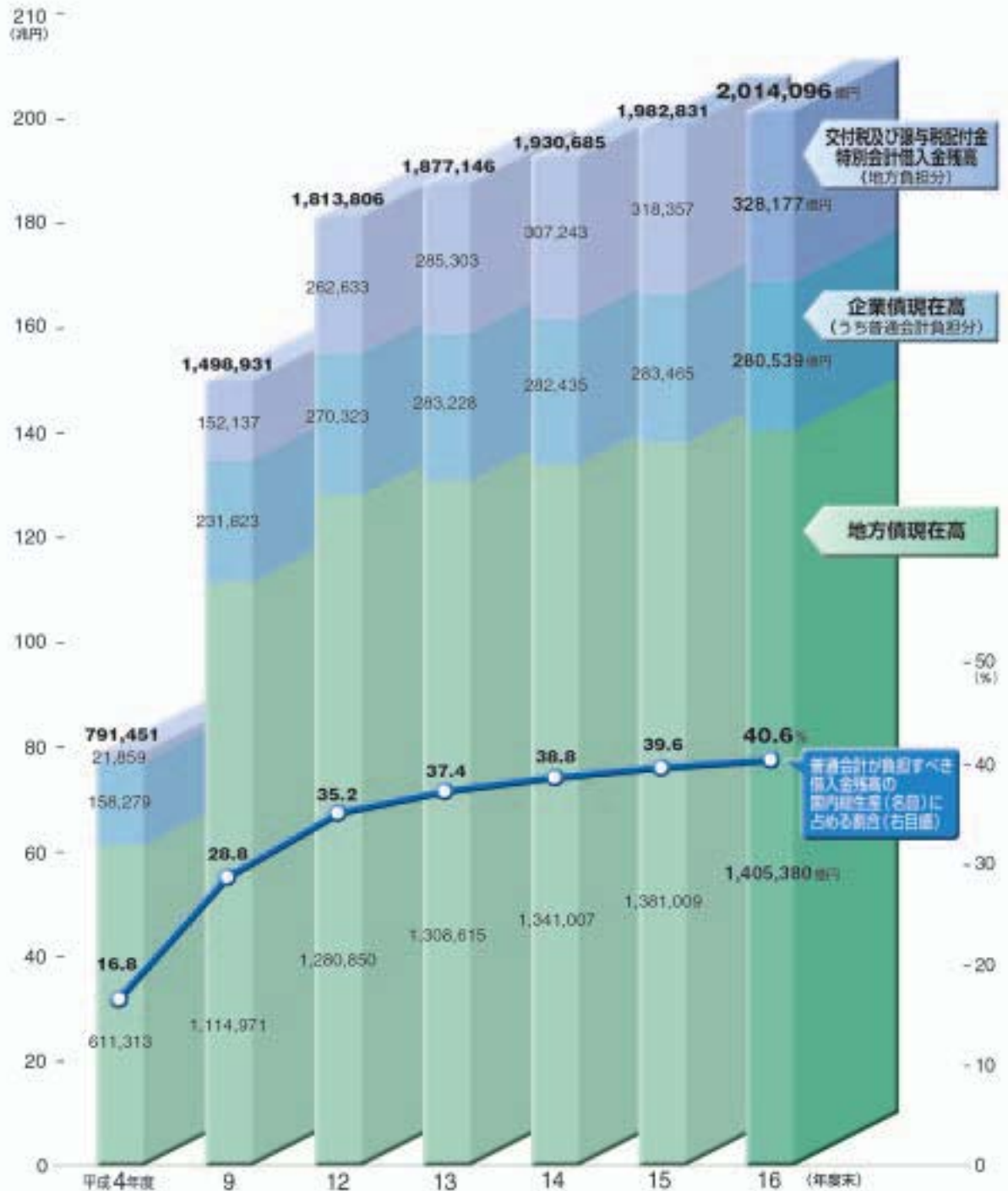
(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 経済対策分は推計値である。

2 地方財政の借入金残高

また、地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、近年急増しており、平成16年度末には約201兆円に達し、さらに平成18年度末には204兆円に達するものと見込まれています。

普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 (注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

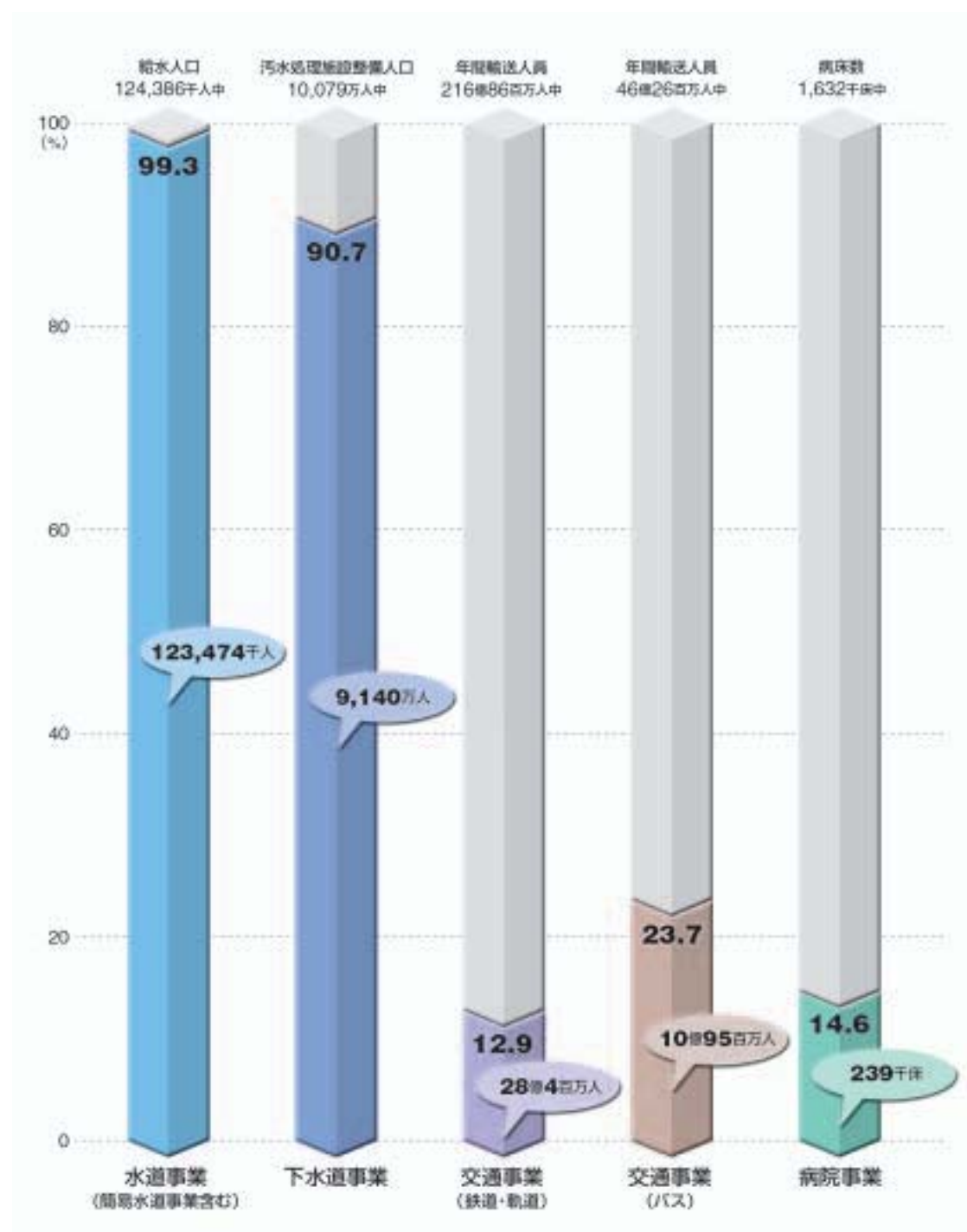
地方公営企業

地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

地方公営企業は、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業であり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠な社会資本の整備やサービスの提供を行っています。

1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。



* グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

* 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

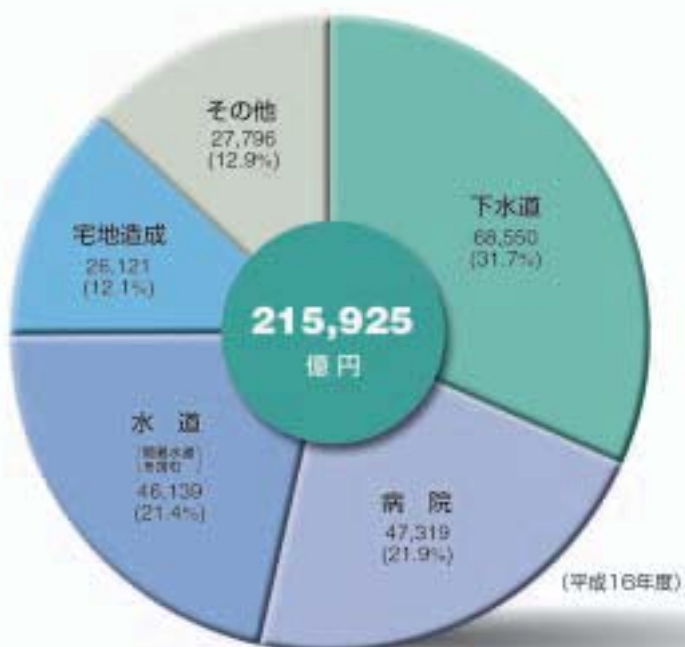
2 事業数

事業数は、10,979事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、介護サービス事業、病院事業の順になっています。



3 決算規模

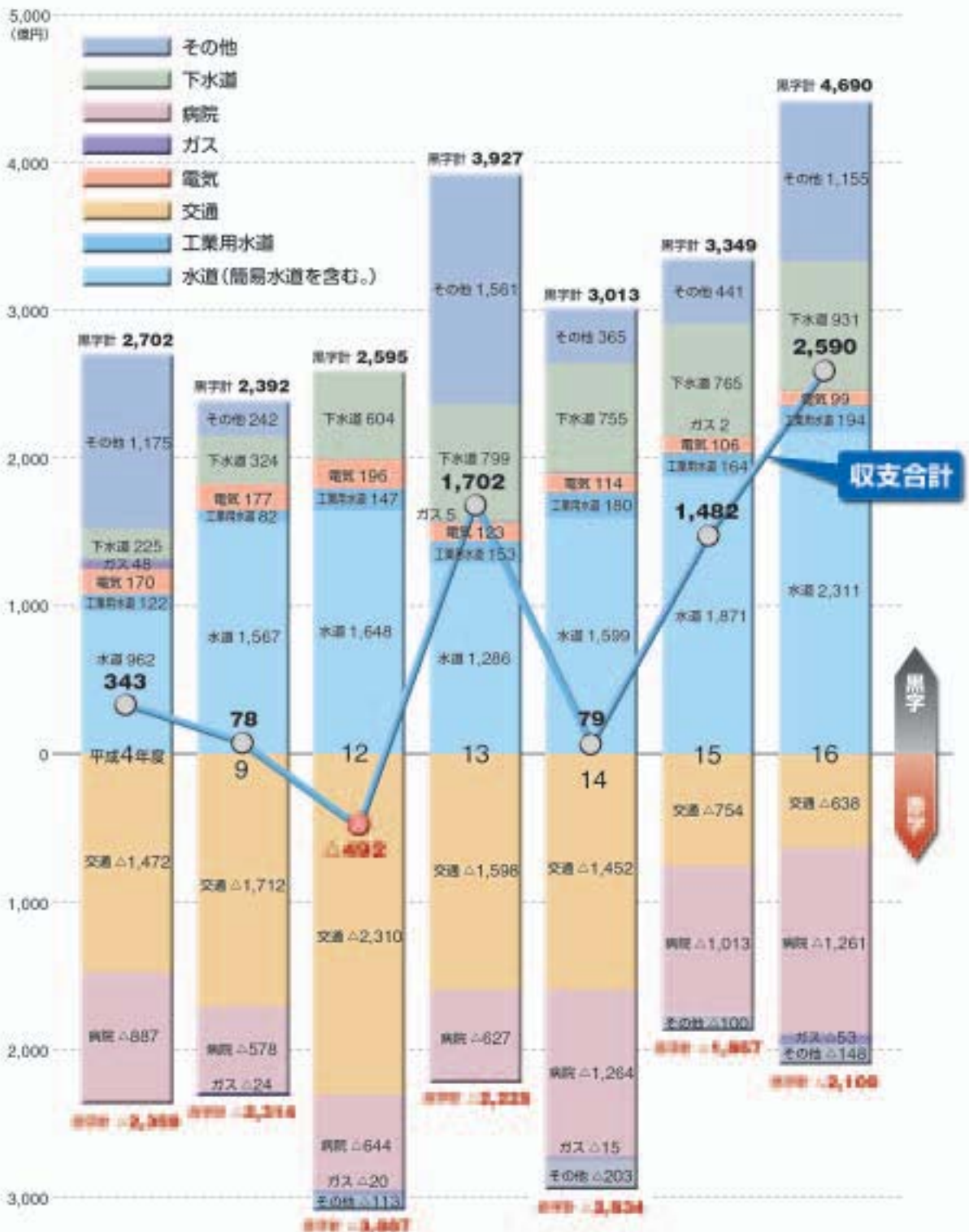
決算規模は、21兆5,925億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、宅地造成事業の順になっています。



4 経営状況

経営状況は、2,590億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、工業用水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、交通事業及び病院事業は赤字が続いている状況です。

地方公営企業の経営状況の推移



財政の健全化に向けての取組

財政の健全化のためにどのような取組が行われているのでしょうか？

地方財政の状況は極めて厳しく、その一方、地域の総合的な行政主体として位置づけられた地方公共団体の役割はますます重要になると考えられています。

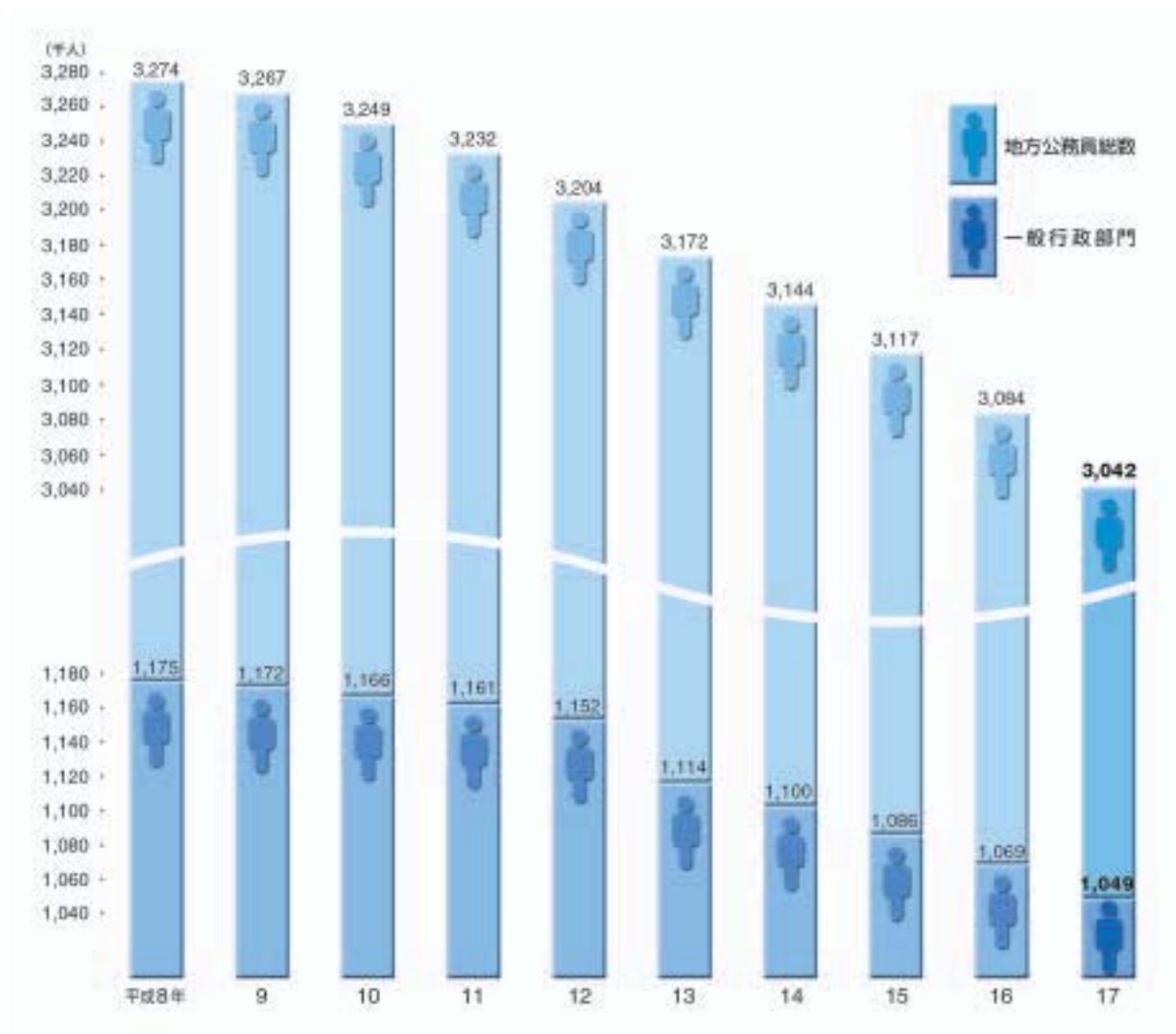
このため、新たな行政課題にも対応できる簡素で効率的な行政組織を目指し、行政改革の取組が進められています。

1 公務員数

地方公務員総数は、平成7年以降11年連続して減少しています。一般行政部門は10年連続、公営企業等会計部門も4年連続して減少しています。

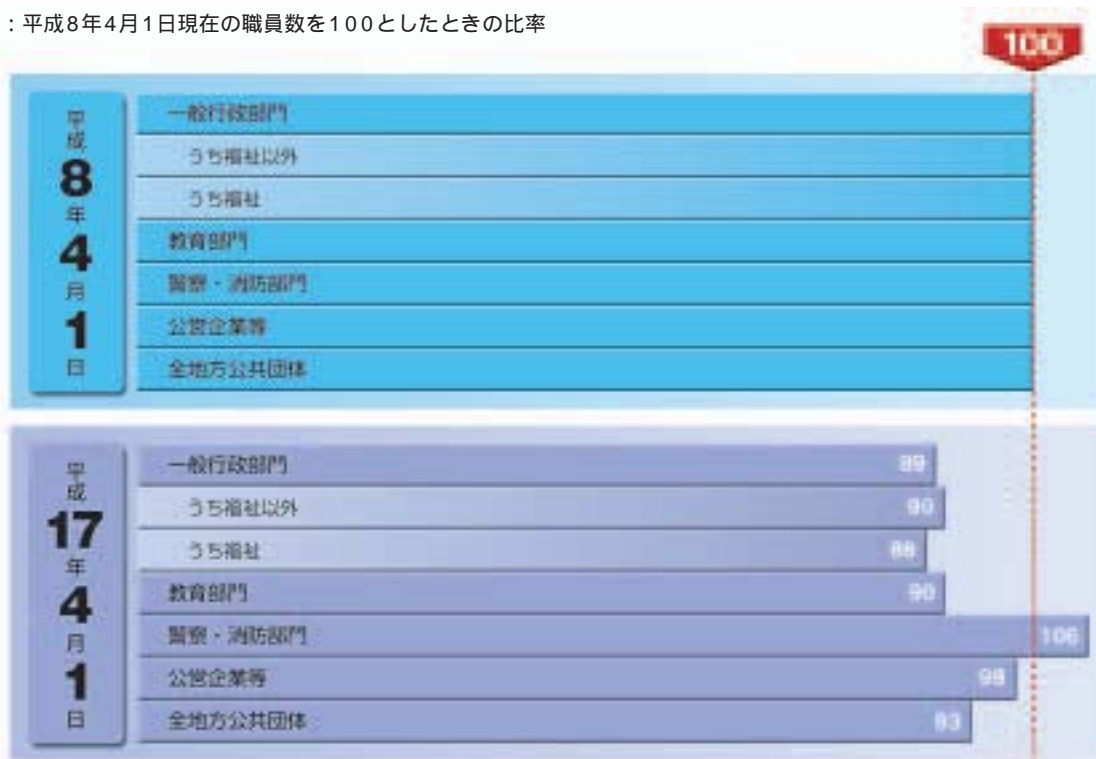
これは、治安・防災対策の充実などにより警察・消防部門の職員数が増大しているものの、定員管理目標を策定し、スクラップ・アンド・ビルドを基本に他の部門で削減を行うなどにより全体として職員数の削減に努めているためです。

地方公務員数の状況



地方公共団体の部門別職員数の推移

単位：平成8年4月1日現在の職員数を100としたときの比率

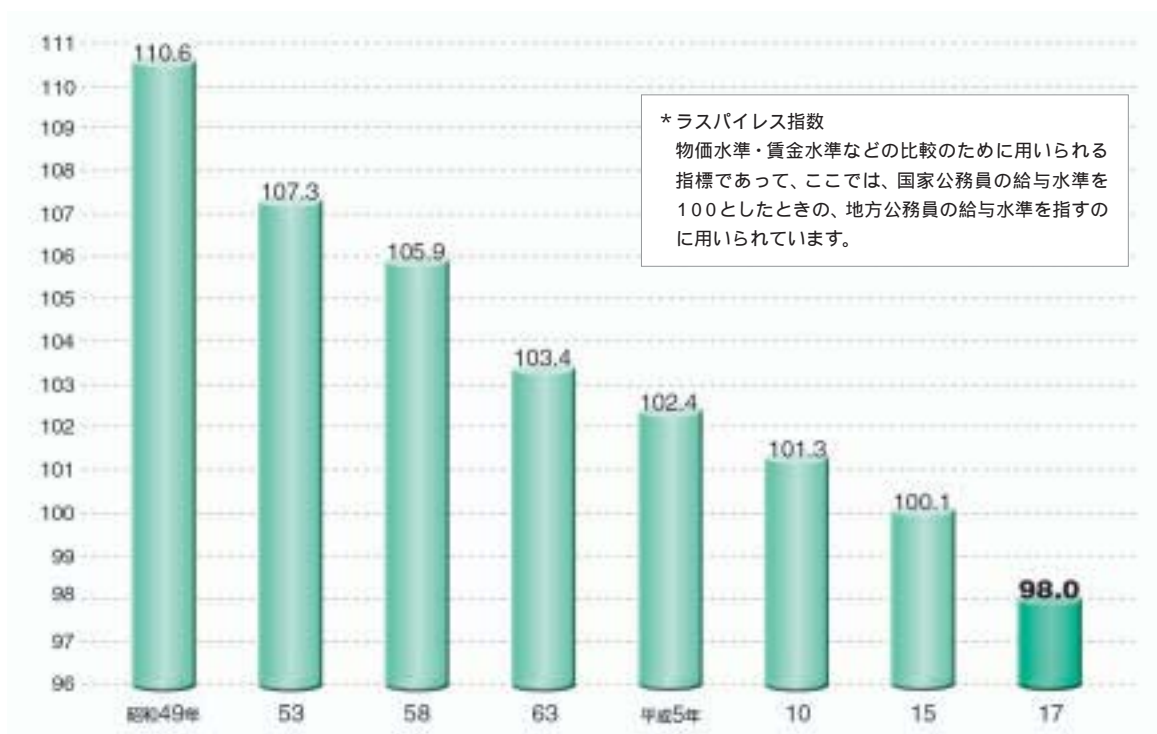


2 給与水準

地方公務員の給与水準をラスパイレース指数で表すと、全地方公共団体平均で98.0となっています。

なお、平成16年度において、給料表の是正等、給料の水準是正のための措置を講じた団体は延べ444団体、また諸手当や退職手当の是正を行った団体は延べ1,965団体でした。

ラスパイレース指数の推移（全地方公共団体平均の推移）



3 新地方行革指針による地方行革の推進

総務省においては、地方行革を強力に推進するため、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)を策定し、各地方公共団体に通知しました。

これにより、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進など、各地方公共団体がおおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を作成し、公表しています。

具体的な集中改革プランの事例

A 県

職員数の削減

- ・平成11年度～平成16年度(11.4.1～17.4.1)の6年間で7.8%(約2,800人)の削減
- ・平成17年度～平成21年度(17.4.1～22.4.1)の5年間で6.9%(約2,300人)の削減

給与費の抑制

- ・昇給期間延長措置(12月延伸)
期間:平成11年度～平成15年度
- ・給与減額措置(部長・局長級7%,室長級5%,その他職員3%)
期間:平成16年度～平成18年度

民間委託等の推進

- ・現業業務すべての抜本見直し(17業務、361人)
守衛業務、道路巡視業務、調理業務、電話交換業務等を民間委託等
- ・指定管理者制度の導入
平成17年度～19施設、平成18年度～131施設(うち県営住宅118施設)

内部管理経費の削減

- ・施設管理経費を平成15年度当初予算に比べ、平成18年度までに25%削減
- ・事務経費を平成15年度当初予算に比べ、平成18年度までに40%削減

普通建設事業費等の削減

- 公共事業の計画的削減
 - ・補助公共、単独公共(建設)の各々について平成15年度当初予算に比べ、平成18年度までに20%削減
 - ・単独公共(維持)を平成15年度当初予算に比べ、平成18年度までに10%削減
 - ・直轄負担金を平成15年度当初予算に比べ、平成18年度までに10%削減
- 公共事業以外の投資的経費を計画的に平成15年度当初予算に比べ、平成18年度までに20%削減
- 事業の平準化、進度調整

B 市

職員数の削減

- ・平成17年度～21年度の5年間の取組で職員数を約1,700人(約11.5%)削減。
[17年度の取組で18年度の職員数324人削減]

新たな給与制度の構築

- ・職務の段階に対応した給料表に見直し、職務と職責に応じた給与への転換を図る。

新たな人事制度の構築

- ・新人事評価制度の運用、人材育成計画の策定など、職員の能力を最大限に生かす人事制度改革を推進。
[18年4月より新人事評価制度の本格実施]

民間委託等の推進

- ・指定管理者制度の活用など「民間活用型公共サービス提供手法」への転換を推進。
[18年4月時点で約170施設に制度導入]

出資法人改革の推進

- ・統廃合を含めた新たな出資法人の改革目標を明らかにし、順次改革を進める。
[17年度に1法人廃止]

公営企業健全化の推進

- ・地方公営企業法全部適用4事業について、新たに個別の中期経営計画を策定し、独立採算による経営ができるような財務体質の確立に向けた取組を推進する。

財政健全化への取組

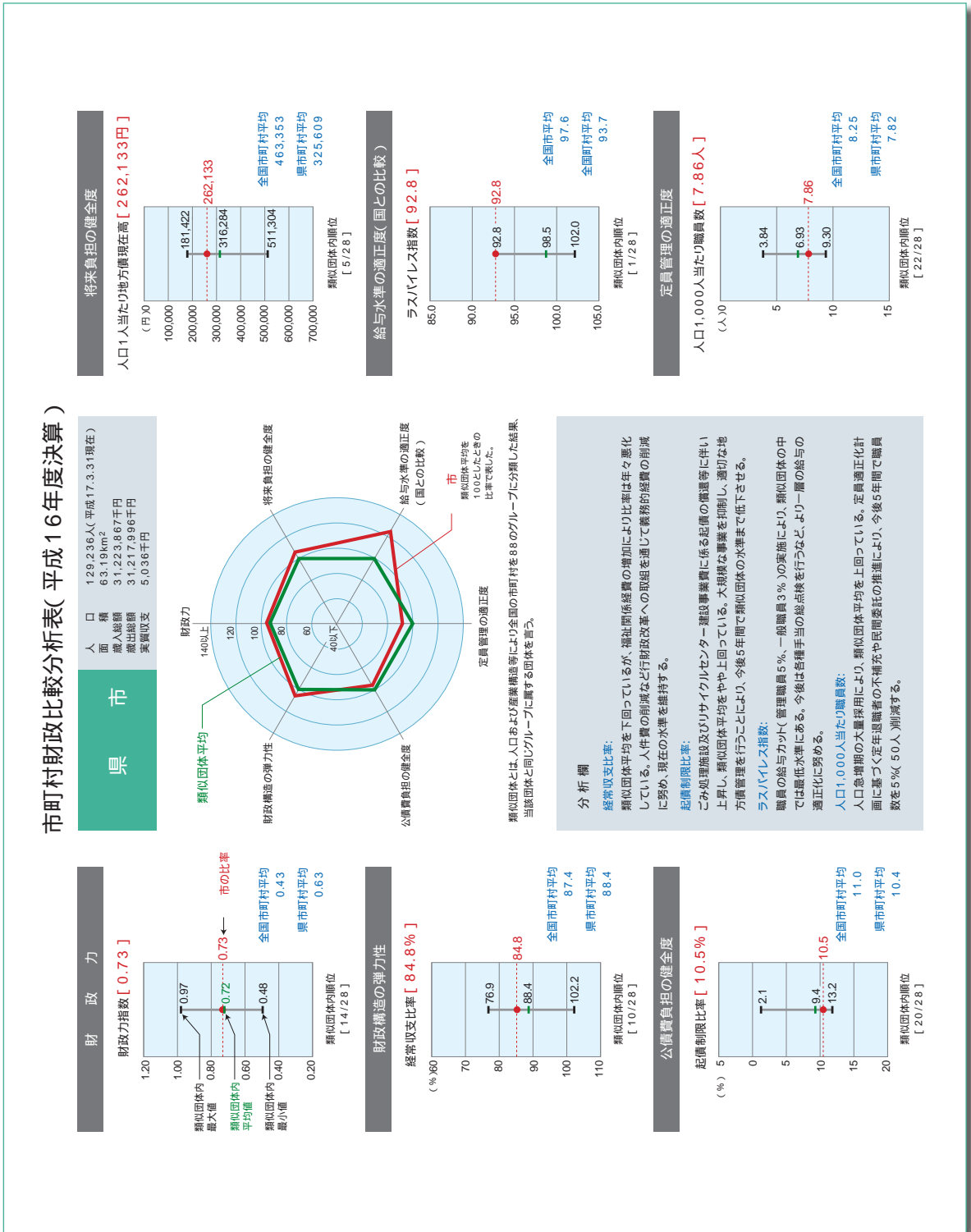
- ・平成21年度には減債基金からの借入れを行わずに収支均衡を図るため、持続可能な財政構造の構築に努める。

4 行政の透明化

地方財政の状況が厳しさを増す中で、説明責任を果たすためのさまざまな取組が行われています。総務省では、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくため、他団体と比較可能な指標をもって住民等に分かりやすく情報を開示することを目的として「財政比較分析表」を作成し、ホームページ上で公表しています。

平成16年度決算において類似団体間で主要財政指標等の比較分析を行い、各団体において指標等の改善に向けた取組等を分析するものとなっています。

財政比較分析表の例



また、全都道府県、市町村の決算データ(平成13年度決算以降)を個別の団体ごとに取りまとめた「決算カード」をホームページ上で公表しています。

決算カードの例 (A市)

平成16年度決算状況		12年度国調		産業構造		都道府県名 団体名		市町村属性	
人口	12年度国調	人口	7年国調	区分	7年国調	市町村属性	市町村属性	市町村属性	市町村属性
12年度国調	増減率	127,733人	2.8%	第1次	1,349	市	市	市	市
17.3.31	16.3.31	131,592人	1.8	第2次	2.2	県	県	県	県
16.3.31	15.3.31	131,370人	14,000	第3次	25.0	市	市	市	市
0.2%	0.2%	0.2%	72.0	収入	72.0	市	市	市	市
16,767,683	15,212,726	78.8	15,280,345	91.1	67,619	15,280,345	91.1	67,619	15,280,345
598,587	598,587	3.0	8,287,821	48.4	67,619	8,287,821	48.4	67,619	8,287,821
145,421	145,421	0.8	156,383	0.9	-	156,383	0.9	-	156,383
35,102	35,102	0.2	7,493,255	44.7	-	7,493,255	44.7	-	7,493,255
41,431	41,431	0.2	447,431	2.7	67,619	447,431	2.7	67,619	447,431
1,031,849	1,031,849	5.3	6,885,055	38.1	-	6,885,055	38.1	-	6,885,055
36,596	36,596	0.2	67,778	0.4	-	67,778	0.4	-	67,778
256,203	256,203	1.3	539,691	3.2	-	539,691	3.2	-	539,691
770,829	770,829	4.0	-	-	-	-	-	-	-
1,104,620	1,104,620	5.7	-	-	-	-	-	-	-
1,104,620	1,104,620	5.7	-	-	-	-	-	-	-
176,052	176,052	0.5	-	-	-	-	-	-	-
20,964,373	20,964,373	64.1	1,487,338	8.9	-	1,487,338	8.9	-	1,487,338
256,798	256,798	0.1	1,487,338	8.9	-	1,487,338	8.9	-	1,487,338
563,724	563,724	1.7	16,767,683	100.0	67,619	16,767,683	100.0	67,619	16,767,683
227,724	227,724	0.7	-	-	-	-	-	-	-
2,160,358	2,160,358	6.6	-	-	-	-	-	-	-
1,157,881	1,157,881	3.5	-	-	-	-	-	-	-
13,015	13,015	0.0	-	-	-	-	-	-	-
1,644,702	1,644,702	5.0	-	-	-	-	-	-	-
1,375,871	1,375,871	4.2	-	-	-	-	-	-	-
296,346	296,346	0.9	-	-	-	-	-	-	-
4,003,000	4,003,000	12.3	-	-	-	-	-	-	-
269,700	269,700	0.8	-	-	-	-	-	-	-
1,734,100	1,734,100	5.3	-	-	-	-	-	-	-
32,671,555	32,671,555	100.0	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 普通建設事業費の補助事業費には委託事業費のうち他団体施設事業費等を含む。単独事業費のうち他団体施設事業費等を含む。2. 東京都特別区における標準財政収入額及び標準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算入に要した上で、前記の標準財政収入額及び標準財政需要額より算出した。

財政の健全化に向けての取組

一方、地方公共団体においては、財政状況の公表、分析の一手法として、資産と負債の状況を総合的に把握するために、普通会計バランスシート等の作成に取り組む団体も近年増えてきています。

バランスシートの作成例（A市）

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1)総務関係	9,007,617	(1)地方債	23,576,365
(2)民生関係	1,793,997	(2)債務負担行為	
(3)衛生関係	4,988,530	物件の購入等	0
(4)労働関係	82	債務保証又は損失補償	0
(5)農業関係	361,589	債務負担行為計	0
(6)商工関係	21,602	(3)退職給付引当金	6,714,249
(7)土木関係	42,103,951	(4)その他	0
(8)消防関係	1,006,957	固定負債合計	30,290,614
(9)教育関係	28,690,758		
(10)その他	9,389	2. 流動負債	
計	87,984,472	(1)翌年度償還予定額	2,138,259
(うち土地	26,849,262)	(2)翌年度繰上充用金	0
有形固定資産合計	87,984,472	流動負債合計	2,138,259
		負債合計	32,428,873
2. 投資等			
(1)投資及び出資金	2,078,024	【正味資産の部】	
(2)貸付金	84,000	1. 国庫支出金	10,240,749
(3)基金		2. 都道府県支出金	1,388,985
特定目的基金	1,341,424	3. 一般財源等	55,026,788
土地開発基金	0		
定額運用基金	12,755	正味資産合計	66,656,522
基金計	1,354,179		
(4)退職手当組合積立金	2,354,419	負債・正味資産合計	99,085,395
投資等合計	5,870,622		
3. 流動資産			
(1)現金・預金			
財政調整基金	1,323,000		
減債基金	940,000		
歳計現金	1,731,817		
現金・預金計	3,994,817		
(2)未収金			
地方税	1,166,545		
その他	68,939		
未収金計	1,235,484		
流動資産合計	5,230,301		
資産合計	99,085,395		

債務負担行為に関する情報	物件の購入等に係るもの	1,399,187千円
	債務保証又は損失補償に係るもの	2,701,762千円
	利子補給等に係るもの	0千円

バランスシート作成状況（団体数）



また、都道府県、政令指定都市では、平成16年度決算について、地方独立行政法人や公社、一定の出資法人等を含めた資産及び債務の状況等を明らかにするための、連結バランスシートの作成を試みています。

連結バランスシートの作成例（A市）

平成16年度連結バランスシート

（平成17年3月31日現在 単位：百万円）

〔資産の部〕

1. 有形固定資産	
（1）普通会計	87,984
（2）公営企業会計	38,076
（3）一部事務組合	1,140
（4）地方三公社	1,459
（5）第三セクター	11
有形固定資産合計	128,670
2. 投資等	
（1）投資及び出資金	1,799
（2）貸付金	84
（3）基金	3,832
（4）その他	2
投資等合計	5,717
3. 流動資産	
（1）現金・預金	7,978
（2）未収金	2,496
（3）その他	101
流動資産合計	10,575
資産合計	144,962

〔負債の部〕

1. 固定負債	
（1）普通会計債	23,576
（2）公営企業債	17,864
（3）一部事務組合地方債	19
（4）地方三公社長期借入金	1,045
（5）引当金	6,990
（うち 退職給与引当金）	6,741
（ その他の引当金）	249
固定負債合計	49,494
2. 流動負債	
（1）翌年度償還予定額	3,570
（2）その他	282
流動負債合計	3,852
負債合計	53,346

〔資産・負債差額の部〕

1. 国庫支出金	13,201
2. 県支出金	1,480
3. 他団体及び民間出資分	2
4. 一般財源その他	76,933
資産・負債差額合計	91,616

負債及び資産・負債差額合計 144,962

1. 物件の購入等に係る支出予定額	1,399百万円
（うち連結対象法人に対するもの）	－百万円
2. 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為限度額	2,702百万円
（うち連結対象法人に対するもの）	2,702百万円

地方財政の課題

1 三位一体の改革

改革の背景

地方財政が大幅な財源不足の状況にある中で、地方分権を更に進めるためには、「地方にできることは地方に委ねる」との原則の下、歳入・歳出の両面において、地方の自由度を高め、地域の真の自立を図ることが必要です。このような観点から、国庫補助負担金の改革、税源移譲を含む税源配分のあり方、地方交付税を相互に関連付けつつ検討し、これらを一体的に見直すこととしました。

地方税中心の歳入構造の実現

行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化

地方における歳出規模と税収の乖離をできる限り縮小

税収入 国：地方=3：2¹

歳出 国：地方=2：3²

国庫補助負担金や法令等による国の関与の見直し

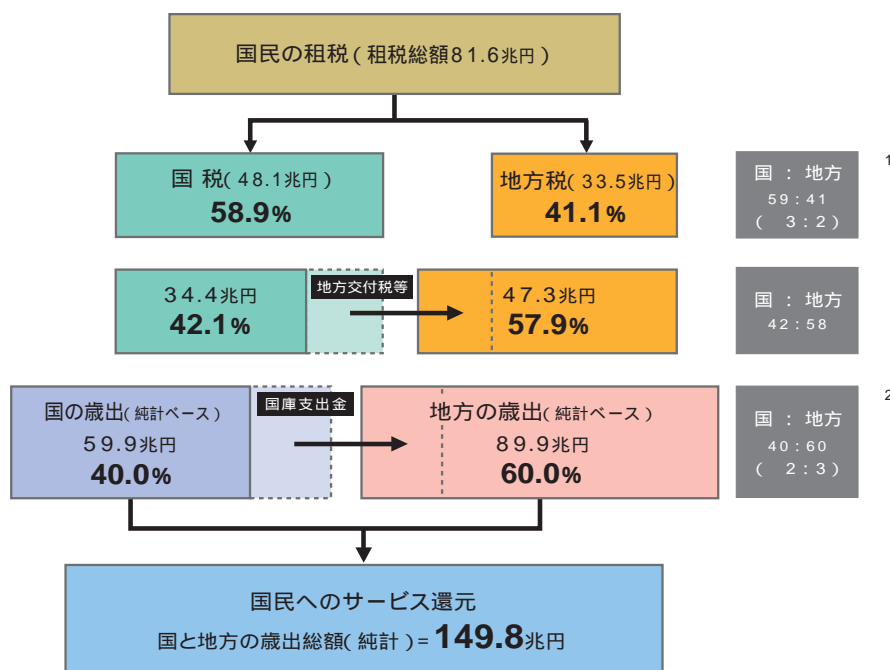
国・地方を通じた行政改革や財政構造改革の推進

三位一体の改革

参考

国・地方間の財源配分

(平成16年度)



平成18年度までの改革の全体像と成果

国庫補助負担金改革

累次の「基本方針」並びに平成16年及び平成17年の「政府・与党合意」を踏まえ、平成18年度までに、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を実施。

税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革

平成16年度税源移譲に係るもの

.....7,093億円

全体像に関する政府・与党合意に係るもの

.....1兆7,539億円

平成17年政府・与党合意に係るもの

.....6,544億円

その他の国庫補助・負担金改革

スリム化の改革9,886億円

交付金化の改革7,943億円

国庫補助負担金改革の全体像

.....4兆6,661億円

(平成15年度改革分2,344億円を除く)

税源移譲を含む 税源配分の見直し

改革の成果

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施（平成19年分所得税、平成19年度分個人住民税から）

平成18年度は、移譲額の全額を所得譲与税で措置。

(平成18年度)

所得譲与税

都道府県.....2兆1,794億円

市区町村8,300億円

合計3兆94億円

地方交付税改革

改革の成果

地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制

平成16年度～18年度 5兆1,000億円

- ・「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充

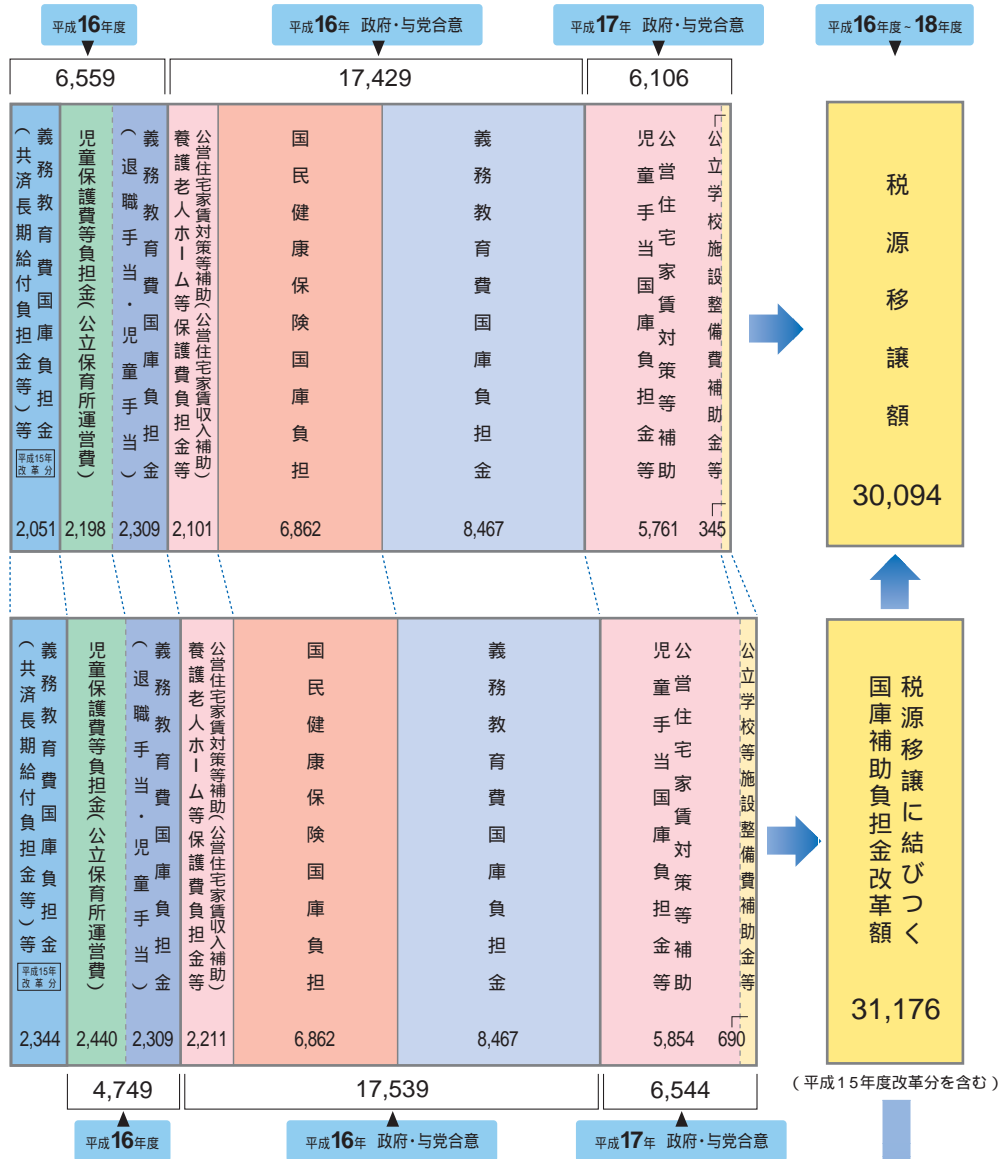
- ・算定の簡素化

- ・財政力格差拡大への適切な対応

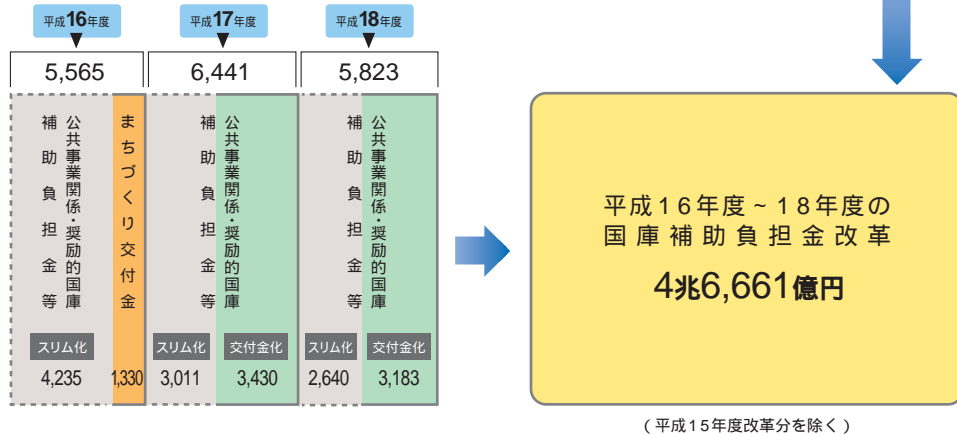
(税源移譲分を基準財政収入額に100%算入(当面の措置))

税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革のイメージ

(単位：億円)



(参考) その他の国庫補助負担金改革



2 地方債協議制度への移行

地方債協議制度の概要

地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体の自主性をより高める観点から、地方債の許可制度については、平成18年度から地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保を図るため、総務大臣又は都道府県知事と協議を行う制度に移行されました。

(1) 地方債の協議等

協議

地方公共団体は、地方債を発行するときは、総務大臣又は都道府県知事(以下「総務大臣等」という)に協議しなければならない。

同意のある地方債に対する公的資金の充当

地方公共団体は、協議において総務大臣等が同意をした地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができるものとする。

同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入

総務大臣等が同意をした地方債の元利償還金について地方財政計画に算入することとする。

同意のない地方債を発行する場合の議会報告

総務大臣の同意を得ないで、地方債を発行するときは、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければならない。

同意基準及び地方債計画

総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表する。

(2) 地方債についての関与の特例

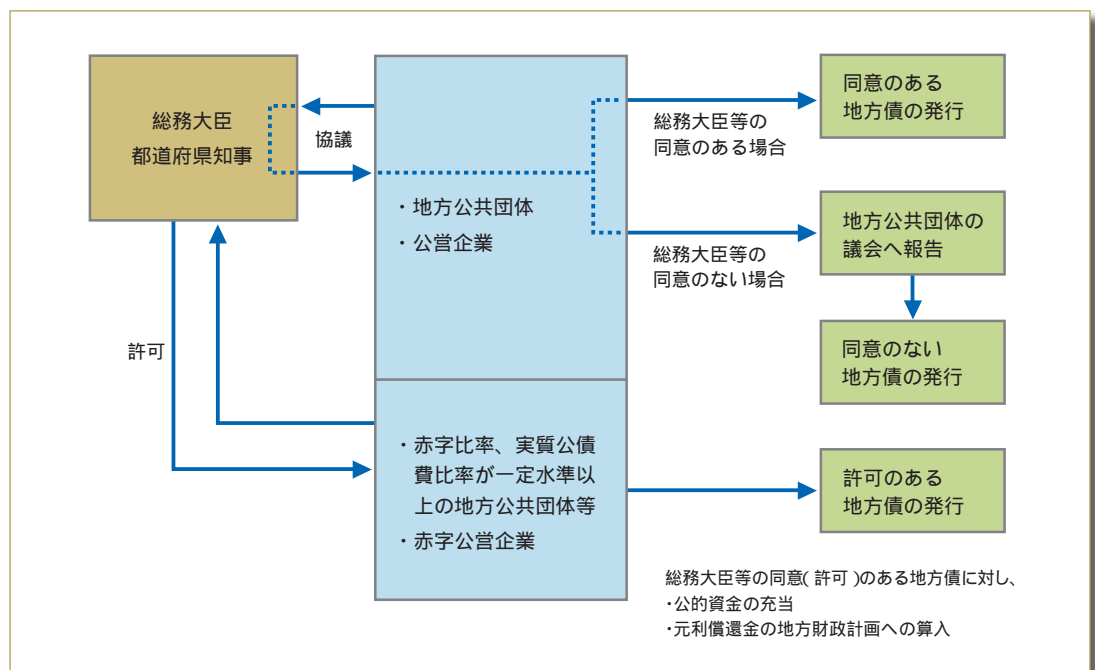
赤字団体、実質公債費比率の高い団体、赤字公営企業等は、地方債を発行するときは総務大臣等の許可を受けなければならない。

標準税率未満団体は、公共施設等の建設事業(第5条第5号)の経費の財源とする地方債を発行するときは総務大臣等の許可を受けなければならない。

(3) 移行時期

平成18年度から協議制度に移行する。

地方債協議制度の仕組み

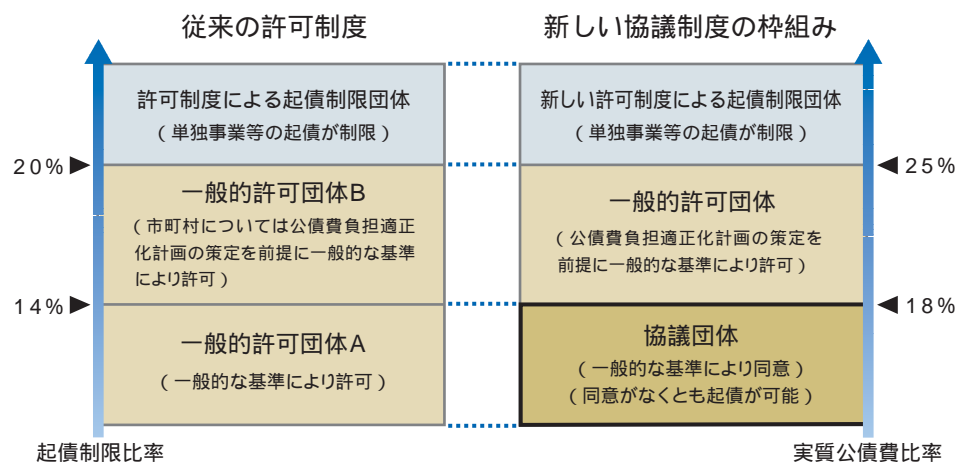


地方債協議制度における早期是正措置の仕組み

標準的一般財源の規模に対する公債費相当額の割合を測る指標を、厳格化、透明化の観点から一定の見直し 実質公債費比率を導入

実質公債費比率18%以上の許可団体は、公債費負担適正化計画を策定するものとし、これを前提に許可

実質公債費比率25%以上の団体は、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債を制限



実質公債費比率について

- ・実質公債費比率の算定式は次のとおり（地方財政法第5条の4第1項第2号）

$$\frac{(A+B)}{E} \quad \frac{(C+D)}{D}$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの

C：元利償還金等に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E：標準財政規模（標準税収入額 + 普通交付税の額 + 臨時財政対策債発行可能額）

実質公債費比率の考え方

- ・「元利償還費の水準」を測るため、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、現行の起債制限比率について一定の見直しを行った新たな指標を用いることとする。

【見直しのポイント】

- ・満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの一統
- ・満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立不足額の比率への反映
- ・PFIや一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- ・公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しの算入

3 財政基盤の充実

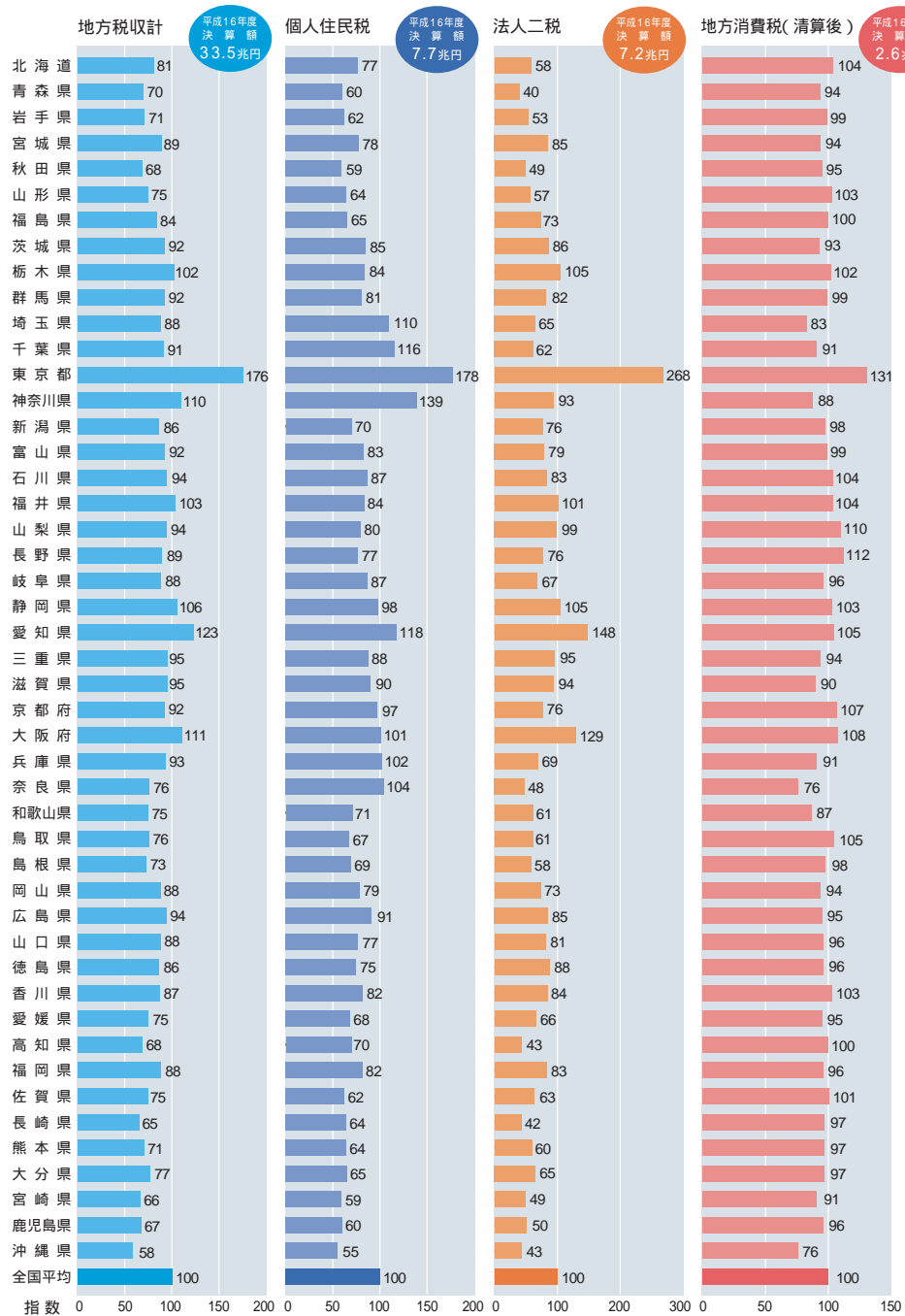
地方税

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要です。

参考

地方税収計、個人住民税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成16年度)



(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額であり、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

(注2) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

地方交付税

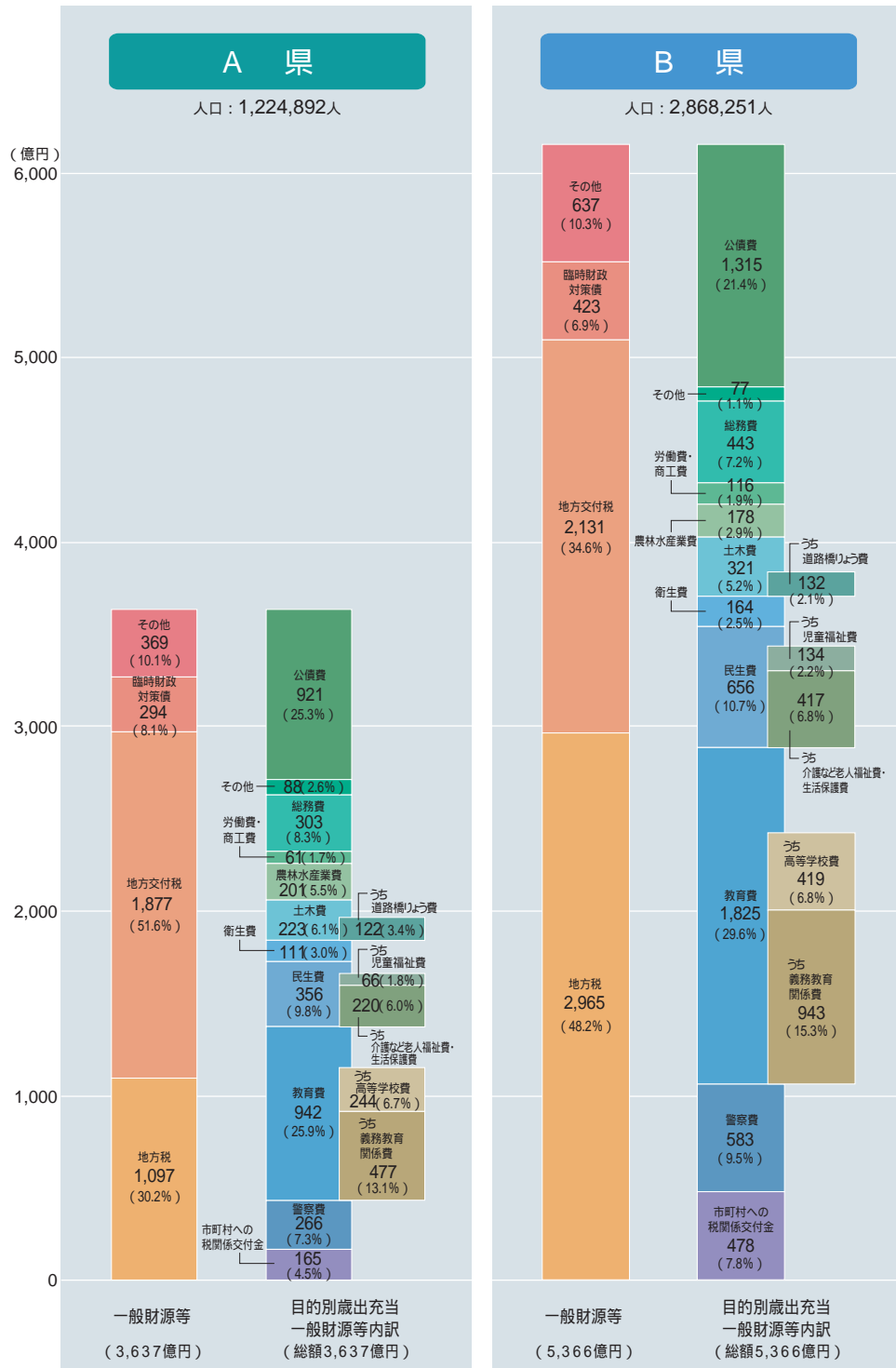
地域間に経済力・財政力の格差があること、我が国では、内政の大部分について国が法律などにより地方に一定の行政水準の確保を要請していることを踏まえると、その果たす役割は極めて重要です。

参考

地方交付税による財源保障(ミクロ)の状況(都道府県の例)

(平成16年度決算)

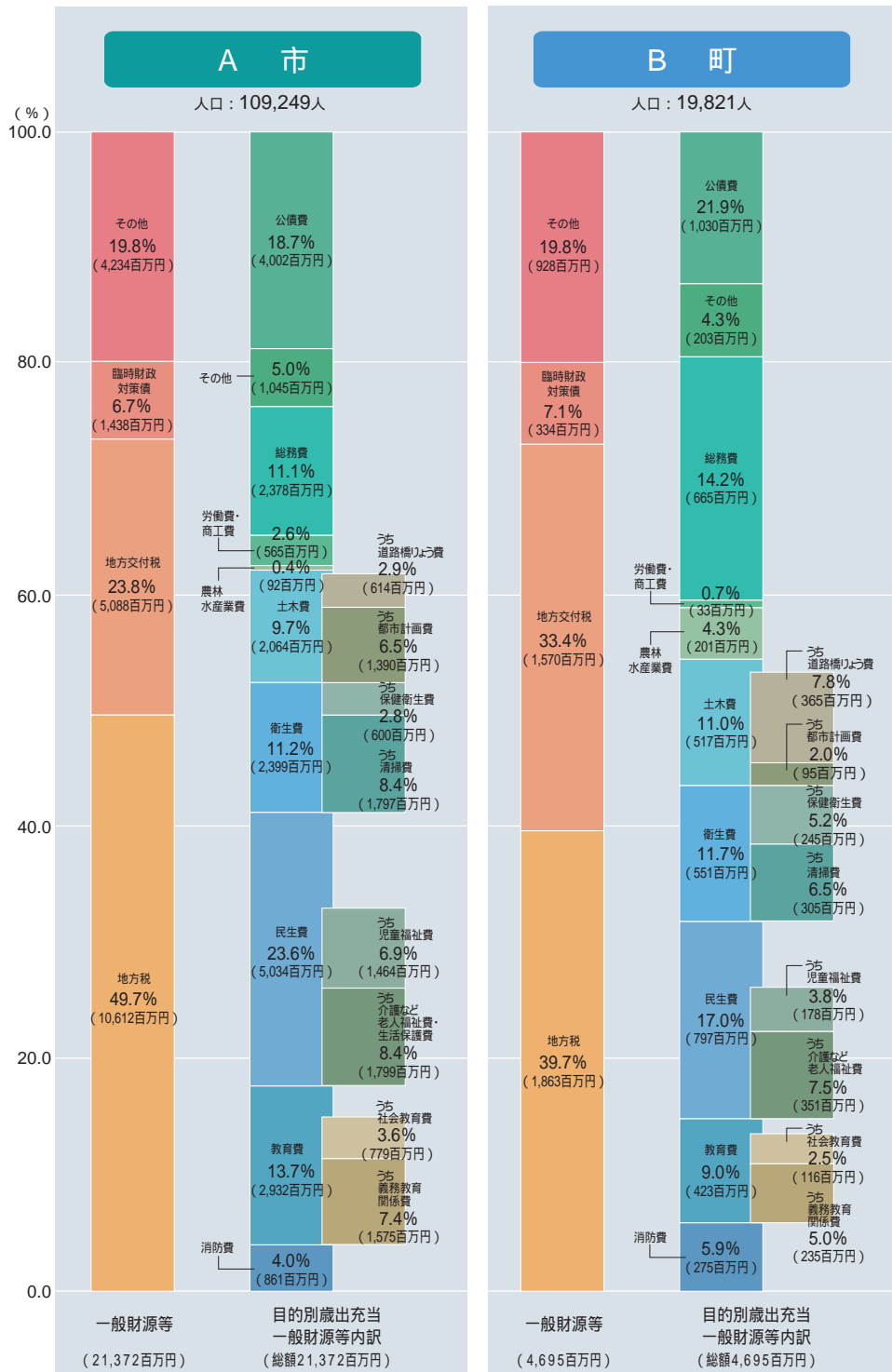
一般財源等



地方交付税による財源保障(ミクロ)の状況(市町村の例)

(平成16年度決算)

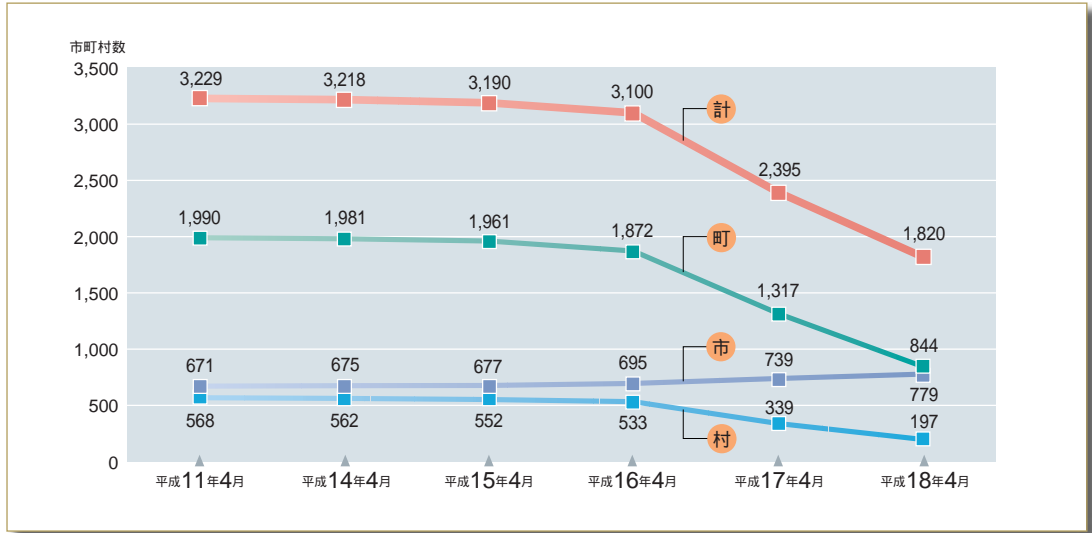
一般財源等



4 市町村合併の推進

地方分権が進展し、市町村の役割がますます重要なものとなる中で、市町村の行財政基盤を強化し、国・地方を通じる厳しい財政状況下においても市町村の行政サービスを維持し、向上させるため、市町村合併により行政としての規模の拡大や効率化を図ることが必要です。

市町村合併の進捗状況



都道府県別合併の進捗状況

都道府県名	平成11年4月1日の市町村数				平成18年4月1日の市町村数				減少率 (%)
	内 訳				内 訳				
	市	町	村		市	町	村		
北海道	212	34	154	24	180	35	130	15	15.1
青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3
岩手県	59	13	30	16	35	13	16	6	40.7
宮城県	71	10	59	2	36	13	22	1	49.3
秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8
山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5
福島県	90	10	52	28	61	12	33	16	32.2
茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2
栃木県	49	12	35	2	33	14	19	0	32.7
群馬県	70	11	33	26	39	12	17	10	44.3
埼玉県	92	43	38	11	71	40	30	1	22.8
千葉県	80	31	44	5	56	36	17	3	30.0
東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5
神奈川県	37	19	17	1	35	19	15	1	5.4
新潟県	112	20	57	35	35	20	9	6	68.8
富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1
石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	53.7
福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4
山梨県	64	7	37	20	29	13	9	7	54.7
長野県	120	17	36	67	81	19	25	37	32.5
岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6
静岡県	74	21	49	4	42	23	19	0	43.2
愛知県	88	31	47	10	63	35	26	2	28.4
三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0

都道府県名	平成11年4月1日の市町村数				平成18年4月1日の市町村数				減少率 (%)
	内 訳				内 訳				
	市	町	村		市	町	村		
滋賀県	50	7	42	1	26	13	13	0	48.0
京都府	44	12	31	1	28	14	13	1	36.4
大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3
兵庫県	88	22	66	0	41	29	12	0	54.9
奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0
和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0
鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3
島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	64.4
岡山県	78	10	56	12	29	15	12	2	62.8
広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3
山口県	56	14	37	5	22	13	9	0	60.7
徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0
香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5
愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4
高知県	53	9	25	19	35	11	18	6	34.0
福岡県	97	24	65	8	69	27	38	4	28.9
佐賀県	49	7	37	5	23	10	13	0	53.1
長崎県	79	8	70	1	23	13	10	0	70.9
熊本県	94	11	62	21	48	14	26	8	48.9
大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0
宮崎県	44	9	28	7	31	9	19	3	29.5
鹿児島県	96	14	73	9	49	17	28	4	49.0
沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6
計	3,229	691	1,990	568	1,820	779	844	197	43.7

(注) 市数は政令指定都市を含み、特別区を含まない。

市町村合併の効果 ~さまざまな形で現れる効果~

市町村合併によってどのような効果が現れるのか、その具体例を紹介します。

住民の利便性が向上！

合併により、旧市町村の境界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になりました。
(新潟県新潟市)

各図書館を効率的に活用できるよう、図書館システムを統合させ、どの図書館でも、市内すべての図書館の所蔵資料の検索と取り寄せ・貸出・返却ができるようにしました。(愛知県田原市)



行政サービスが高度化・多様化！

無医村であった別子山地区に約30年ぶりに診療所が開設されました。(愛媛県新居浜市)

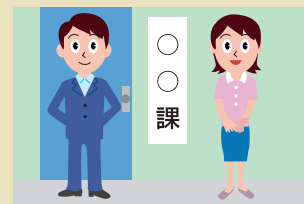
合併に伴い常備消防の区域が拡大したことにより、消防分署が設置され、地域住民の安心・安全が向上しました。(奈良県五條市)



広域的なまちづくりを展開！

合併により梅の生産量が日本一になりました。「日本一の梅の町」としてのまちづくりを推進するとともに、梅の振興・試験研究を行う「うめ課」を設置しました。(和歌山県みなべ町)

旧町では置くことができなかった、「こども未来課」(子育て支援、少子化対策の強化)や「まちづくり課」(コミュニティ推進、男女共同参画)を設置し、より専門的なサービスの実施が可能になりました。(福岡県筑前町)



行財政運営が効率化！

平成11年4月から18年3月までに合併した557団体を対象に試算した結果、概ね2016年度以降(概ね合併後10年)において、年間約1.8兆円の効率化が図られる。(うち人件費:約 5,400億円 職員数相当:約 12万7千人)